

の面坪千六百十二坪四五、コンクリート工六十二件七十四箇所此の面坪六百七十一坪(假下水四百十五件千三百八箇所、切土工二百八十五件四百七十五箇所なり)。
 (ロ) 橋臺地關係宅地造成 本工事は藏前橋外百二十七橋の橋臺地々揚關係に因るものにして工事著

手は昭和二年八月、第四十六地區内横網町九番地、藏前橋關係の土留、板柵並盛土工を最初とし、それより逐次各種工事を施行し、同六年三月第六十地區内木場町十九番地、伊東橋關係盛土工を最後とし二百二十一件三百六十六箇所の工事を全部完了した、り而して之に要したる整理費は十五萬九百八十七圓五十六錢にして、宅地造成完了總面積は二萬二千四百四十三坪九勺なり。
 是等工事を工種別より見るに盛土工百六十五件二百八十七箇所、土留工五十六件七十九箇所、(内板柵工二十七件四十二箇所此の面坪三百九十七坪三四、大谷石積工二十三件三十箇所此の面坪二百四坪四二コンクリート工五件六箇所此の面坪三十六坪七六、間知石積工一件一箇所此の面坪十坪二九)なり、以上の工事狀況を表示すれば左の如し。

一般宅地造成工事狀況

工 事 種 別	工 事 件 數	工 事 個 所	數 量	金 額	直 内		營 請		譯 負			
					數 件	箇 所	數 量	金 額	件 數	箇 所	數 量	金 額
假下水	四五	一三〇八	三、六〇八・八五	一一、七五五・三二	五二	一一三	一、九六六・四〇	四、四三三・八七	三六三	一一八五	二九、六四二・四五	二七、四二一・四五
土留工	八七三	一、〇六二	一五、三〇〇・二四	四五七、六四九・九	一一	一四	五〇四・八	三〇、二六〇	八六二	一、〇四八	一五、三六九・六六	四五七、五六一・九九
盛土工	一九二	四九六	一、二四六・三・七	一、六四〇・六七・四七五三	一、一〇五	九、〇七〇・八	一〇三、九六・五〇	一一、五八	三、七二	一〇五、五五・〇九	一一、六〇・一〇五五	一一、六〇・一〇五五
切土工	二八五	四七五	一一、〇九六・〇七	九、〇〇四・三五	一一〇	一一三〇	一一、六八・一九	九、九五・二二	一八三	三四五	一〇、八七・八八	八九、〇七・二四
計	三、四八四	七、七三二		一、九四二、七二一・三〇九八	九一八				二、五六六	六、一九九	一〇、八七・八八	一、八四四、一五・三三

橋臺地々揚に因る宅地造成工事狀況

五三	九	一二	三、四六一・一六	一	一	三七三	八	一一	三三・六〇
五四	一六	二二	七、五六・二二	三	三	二〇〇九	一三	二〇	五九・七〇
五五	三三	三六	二、二七五・八九	六	二二	七、九三	一六	二六	九四三・三九
五六	三〇	四八	一〇、九三・七二	一〇	一五	一六一・五一	二〇	三三	一、三三・二二
五七	一六	二四	一六、二六七・八二	三	三	二、〇三	一三	二二	一、三三・三三
五九	三三	一五	六、二八・二四	三	三	二〇・四三	一〇	二二	三三三・二五
六〇	二八	五〇	二、九三・四三	五	五	六六・二七	二二	四五	二、〇七・四〇
六一	二	一六	二、〇三三・六二	二	二	一六・二六	九	一四	八九五・五一
六二	三三	二二	九、五八・九五	五	六	六五・四四	七	一五	七六六・五四
六六	三	八	二、一三三・四二	一	一	一	三	八	一八七・六五
計	三二	三六六	一五〇、九七・五	五	七九	六四八・八一	一五	二八七	二、九四・〇七

第七章 墳墓の移轉

土地區劃整理に因り移轉を要したる墳墓臺數は九萬七千九百餘基の多數にして到底既設墓地に全部之を收容し難く従つて他に墓地を設定し之に移轉するの外なきものとす、然るに墓地の新設、變更又は墳墓の改葬に關しては夫々一定の制限ありて之が處理上頗る困難を要したり、即ち明治二十二年東京府告示第三十七號市區改正設計に於ては青山、雜司ヶ谷、染井、谷中、龜戸の各共葬墓地を除く外市内に散在する墓地は漸次之を他に移轉せしむることを規定し、又大正六年東京府令第四十四號墓地

設置及管理規則には墳地の新設及擴大に關し道路、鐵道、河川を距ること十間、人家を距ること六十間以上に於て且飲用水、風教及公衆衛生上支障なき土地たることを規定し、尙又大正十四年市規則第一號東京市墓地改葬規則によつて元寺院境内共葬墓地の改葬先を市外又は納骨堂と規定しある爲結局區劃

は墳墓の改葬に關しては夫々一定の制限ありて之が處理上頗る困難を要したり、即ち明治二十二年東京府告示第三十七號市區改正設計に於ては青山、雜司ヶ谷、染井、谷中、龜戸の各共葬墓地を除く外市内に散在する墓地は漸次之を他に移轉せしむることを規定し、又大正六年東京府令第四十四號墓地

設置及管理規則には墳地の新設及擴大に關し道路、鐵道、河川を距ること十間、人家を距ること六十間以上にして且飲用水、風教及公衆衛生上支障なき土地たることを規定し、尙又大正十四年市規則第一號東京市墓地改葬規則には元寺院境内共葬墓地の改葬先を市外又は納骨堂と規定しある爲結局區劃整理に依り移轉を要する墳墓の移轉先は郊外又は納骨堂に限られたるも、郊外に於ける墓地の新設は地元住民の反對ありて之に要する土地の獲得容易ならず又納骨堂の新設は多額の設備費を必要とし當時に於ける寺院の財政上之を許さざる事情ありたるを以て前記の制限を相當緩和するに非ざれば本事業の遂行を期し難き實狀にありたり、仍て整理施行者と東京府並警視廳と數回に亘り折衝を重ねたる結果漸く其の成案を得、墓地の換地に特設墓地簡易なる納骨堂を設置するに於ては之に墳墓の移轉を認むることに協議纏りたるを以て整理施行者は之に關する處理方針を定め、東京府知事は大正十五年十一月府令第六十七號を以て「土地區劃整理ノ施行ニ因ル墓地ノ變更ニ關スル件」を公布し又東京市長は同年十二月東京市規則第一號を以て東京市墓地改葬規則を改正し其の第二條に「特別都市計畫土地區劃整理施行地區内ニ於テハ市長ノ承認スル特殊ノ納骨設備ヲ爲シ之ニ改葬スルコトヲ得」の一項を追加公布し以て圓滑なる事業の進捗を圖りたり。

以下順次之が處理の狀況を記述すべし。

第一 處理方針

前記の通關係官公署の取締緩和に關する協議成立したるを以て整理施行者に於て大正十五年九月左記の通之が處理方針を決定したり。

- 一 墓地管理者が墳墓の移轉を爲すには各種の手續と準備とを要すべきに付、成るべく速に移轉の協議を開始し墓地整理の促進を圖ること。
- 二 協議の相手方は墓地管理者とすること。

三 移轉料を交付すべき墳墓は其の墓地の内道路、運河、小公園に當る部分及他の土地の換地となりたる部分に存するものに限ること。

四 移轉料は殘餘の墓地に餘地ありて移轉を要する墳墓を之に移轉し得る見込ある場合は實費を見積ること。

五 前項の方法に依る能はざるもの(郊外、納骨堂、特殊施設を爲したる墓地等に移轉を要すと認めらるゝもの)に付ては郊外地に移轉するものと見做し移轉料を見積ること。

六 移轉の協議を開始する場合には當分の内其の移轉料に付豫め本局の承認を受くること。

七 前各項に依り爲したる協議調はずして區劃整理の施行に支障あるものは耕地整理法第二十七條に依り直接處理すること。

協議調ひたる後移轉時期を過ぐるも移轉せざる場合も同様の方針に依ること。

八 (イ)土地區劃整理の施行上墳墓の移轉を必要とする場合に於て墓地の換地として與へられたる宅地又は寺院の境内地に防火、耐震、衛生、美觀に付其の特殊の施設を施せる場合には東京府に於て墓地の設置を認むる方針に付其の積りにて處理すること。

(ロ) 右墓地は火葬遺骨の收藏を目的とするものに限るものとし其の設計は左記條件を具備することとを要すること。

(1) 設備坪數は改葬すべき墓地面積の三分の一以下とすること、但し特別の事由ありと認めらるゝものは此の限に在らず。

(2) 床盤面の高さは地盤面より二尺以上とすること。

(3) 床盤面は適當なる鋪裝を爲すこと。

(4) 外壁の高さは床盤面より六尺以上とすること。

(5) 納骨函は濫に開閉し得ざる様装置すること。

(6) 出入口には扉を設け錠前を附すること。

- るものは此の限に在らず。
- (2) 床盤面の高さは地盤面より二尺以上とすること。
 - (3) 床盤面は適當なる鋪装を爲すこと。

(4) 外壁の高さは床盤面より六尺以上とすること。

(5) 納骨函は濫に開閉し得ざる様装置すること。

(6) 出入口には扉を設け錠前を附すること。

(ハ) 右墓地に改葬する場合に於て從來の墓地が市有なるときは納骨堂に改葬する場合に準じ東京市墓地改葬規則に依り改葬跡地の無償交付を爲す見込を以て考慮中、但し無償交付の場合には改葬跡地は墓地廢止の手續を爲すことを要するものとす。

(ニ) 現在の墓地の一部に(イ)及(ロ)の條件に該當する特殊施設を爲す場合に付ても(ハ)と同様とす。

九 特殊施設を爲したる墓地には道路、運河、小公園に當る部分及他の土地の換地となりたる部分に存する墳墓以外のものと雖其の寺院の管理する墓地に存するものは之を改葬することを得るも移轉料は第三項に依ること。

十 墳墓を直に改葬先へ移轉するに付相當の時日を要する場合には墓地の内道路、運河、小公園に當る部分、他の土地の換地となりたる部分、第八項の特殊施設を爲すに必要な敷地に存する墳墓に付ては警規廳令納骨堂取締規則第八條但書に依り所轄警察署は大正十八年三月末日迄寺院本堂内に改葬遺骨の收藏を許可する方針に付此の趣旨を以て移轉を促進すること。

以上の方針に基き墳墓の移轉を進めたるも其の實施に當りては或は墓地管理者にして協議に應ぜざるものあり、或は管理者は之に應ずるも墓地の所有者にして之に應ぜざるものありて延いては一般建築物の移轉を遅延せしむる虞ありたるを以て墳墓移轉の促進方法竝萬一の場合に於ける強制手段等に付關係官公署と協議を遂げ昭和三年一月之が方針を左の通定めたり、而して強制移轉の場合に於て改葬遺骨を一時收藏する假納骨所を準備し置くこととし本市に於て深川區東大工町に敷地九十五坪を借入れ靈數八百四個の遺骨を收藏し得る鐵骨鐵鋼コンクリート造平家建十五坪の假納骨所一棟の建築に著手

し同年二月竣功したるも遂に之を使用するに至らざりき。

記

一 寺院との協議を進行すること、若し墓の所有者にして應ぜざるものあるときは之を除き應じたる者の墓に付協議を遂ぐること。

二 寺院と整理施行者との間に協議調ひたる場合

(イ) 協議済の寺院をして可成早く改葬に著手せしむること

前記の協議に際しては承諾したるも改葬の實施を肯ぜざる墓の所有者あるときは之を除外して改葬せしむること。

(ロ) 寺院に對し最後迄改葬を肯ぜざる者の墓に付ては寺院より其の墓に對する申告を爲さしめたる

上整理施行者は其の者との間に直接協議を爲し移轉せしむること、其の場合の移轉料は寺院と協議する場合と同様標準單價に依りて算定すること既に寺院との協議に於て此の金額を包含するときは寺院に對しては之を控除すること

(ハ) 前號の協議成立せざるときは耕地整理法第二十七條に依り直接移轉すること、其の手續左の如し。

(1) 右所有者に對し耕地整理法第二十七條に依り整理施行者に於て移轉を爲すべき旨を通告すること。

(2) 其の墓地所轄警察署に對し改葬の承認を求むること。

墓地管理者の加印を受くることを要せざること。

(3) 改葬すること墓地及埋葬取締細則第七條、第八條、第十條及第十一條参照其の手續左の如し。

A 所轄警察官の立會を求むること。

B 遺骨屍なるときは焼骨を爲したる上は本堂、特設墓地、納骨堂又は東京市長に於て施設し

たる假納骨所へ納め墓石は換地又は境内地等へ積み置くものとす、但し同一墓地内に改葬す

る餘地ある場合にして寺院に於て異議なきときは其の處へ改葬すること。

墓地管理者の加印を受くることを要せざることを。

(3) 改葬すること墓地及埋葬取締細則第七條、第八條、第十條及第十一條参照其の手續左の如し。

A 所轄警察官の立會を求むること。

B 遺骨(屍)なるときは焼骨を爲したる上は本堂、特設墓地、納骨堂又は東京市長に於て施設したる假納骨所へ納め墓石は換地又は境内地等へ積み置くものとす、但し同一墓地内に改葬する餘地ある場合にして寺院に於て異議なきときは其の處へ改葬すること。

備考 一 整理施行者たる東京市長に於て施設する假納骨所に於ては納骨堂取締規則第八條但書に準じ承認を得る様協議すること。

二 發掘死屍を火葬するに於ては一般の改葬手續の外別段の手續を必要とせざることを。

C 改葬に際して尙左記の諸點に注意すること。

(い) 相當の消毒法を施行すること。

(ろ) 遺骨は各別に甕に納め封印し彼此混同せざる様注意すること。

(は) 原形圖を作成し墳墓の舊位置を明示すること(必要と認むるときは寫眞を撮影し置くこと)

(に) 遺骨及墓石には番號を附し原形圖上の番號と符合せしむること。

(ほ) 臺帳を作成すること。

(へ) 臺帳、原形圖及關係文書は明確に整理保存すること。

(4) 損害賠償の支拂

墓の所有者が遺骨及墓石を引取りたるときは、殘工事に付標準單價に依り算出したる費用を支拂ふものとす。

三 寺院と整理施行者と協議調はざる場合

(イ) 墓の所有者と直接協議し改葬せしむること。

(ロ) 前號の協議調はざるときは二の(ハ)と同様にすること。

(ハ) 無縁墳墓あるときは左の手續を爲すこと。

乙 第七章 墳墓の移轉

- (1) 主たる新聞三種以上に改葬廣告を爲すこと。
- (2) 本籍地等への照會及永代經料納付の有無の調査は改葬後に於て之を爲すも差支なきこと、之に付ては警察の援助を受くること。
- (3) 改葬遺骨の處置に關する書面及關係圖面を添附すること。
- (4) 二のハの(3)のCと同様にすること。
- (5) 墳墓は合葬せざることを。

第二 移轉料

墳墓移轉料算定に關しては當初一定の算定標準を得ざりしところ、大正十三年十二月東京佛教護國團及佛教聯合會は寺院側を代表して區劃整理に伴ひ其の所屬墓地を整理する場合は其の整理地坪に對し一坪平均二十五圓以上の割合に依る移轉料交付方を復興局に申出たり、其の後同局は墓地の管理者たる常榮寺外五十一箇寺代表者東京佛教護國團と折衝の結果、整理地坪一坪に付平均二十五圓を交付することに一應承認したり。茲に於て常榮寺外四箇寺は前記移轉料の交付を豫期し率先して墳墓の移轉に著手し本應寺の大正十四年八月を最初とし、常榮寺の同十五年七月を最後とし移轉を完了したり然るに同年十一月復興局より佛教護國團に對し墳墓の移轉料は整理地坪に付坪當二十五圓交付のことに内協議し置きたるも右は通常受くべき損害額を算定し之を交付せらるべき途あるを以て、自今之に依るべき旨通知したるに對し同護國團代表者より前記通牒の趣旨は了承したるも、前年の協議に従ひ既に移轉を完了又は墓地を郊外に設定したる五箇寺に對しては曩の協議に依る移轉料を交付せられたき旨回答ありたるを以て右申出に従ひ該移轉料を交付したり、而して復興局に於て決定したる移轉料算出標準は左記の通にして本市も亦同一標準に依り處理することに決定したり。

墳墓移轉料算出標準

一 墓碑解體及掘起費算出基準

工 手 間	墓	
	埋 骨	數
二個以下	一	段
三個以下	二	段
四個以下	三	段
五個以下	四	段
六個以下	五	段
七個以下	六	段
八個以下	七	段
九個以下	八	段
十個以下	九	段
十一個以下	十	段
十二個以下	十一	段
十三個以下	十二	段
十四個以下	十三	段
十五個以下	十四	段
十六個以下	十五	段
十七個以下	十六	段
十八個以下	十七	段
十九個以下	十八	段
二十個以下	十九	段
二十一個以下	二十	段
二十二個以下	二十一	段
二十三個以下	二十二	段
二十四個以下	二十三	段
二十五個以下	二十四	段
二十六個以下	二十五	段
二十七個以下	二十六	段
二十八個以下	二十七	段
二十九個以下	二十八	段
三十個以下	二十九	段
三十一個以下	三十	段
三十二個以下	三十一	段
三十三個以下	三十二	段
三十四個以下	三十三	段
三十五個以下	三十四	段
三十六個以下	三十五	段
三十七個以下	三十六	段
三十八個以下	三十七	段
三十九個以下	三十八	段
四十個以下	三十九	段
四十一個以下	四十	段
四十二個以下	四十一	段
四十三個以下	四十二	段
四十四個以下	四十三	段
四十五個以下	四十四	段
四十六個以下	四十五	段
四十七個以下	四十六	段
四十八個以下	四十七	段
四十九個以下	四十八	段
五十個以下	四十九	段
五十一個以下	五十	段
五十二個以下	五十一	段
五十三個以下	五十二	段
五十四個以下	五十三	段
五十五個以下	五十四	段
五十六個以下	五十五	段
五十七個以下	五十六	段
五十八個以下	五十七	段
五十九個以下	五十八	段
六十個以下	五十九	段
六十一個以下	六十	段
六十二個以下	六十一	段
六十三個以下	六十二	段
六十四個以下	六十三	段
六十五個以下	六十四	段
六十六個以下	六十五	段
六十七個以下	六十六	段
六十八個以下	六十七	段
六十九個以下	六十八	段
七十個以下	六十九	段
七十一個以下	七十	段
七十二個以下	七十一	段
七十三個以下	七十二	段
七十四個以下	七十三	段
七十五個以下	七十四	段
七十六個以下	七十五	段
七十七個以下	七十六	段
七十八個以下	七十七	段
七十九個以下	七十八	段
八十個以下	七十九	段
八十一個以下	八十	段
八十二個以下	八十一	段
八十三個以下	八十二	段
八十四個以下	八十三	段
八十五個以下	八十四	段
八十六個以下	八十五	段
八十七個以下	八十六	段
八十八個以下	八十七	段
八十九個以下	八十八	段
九十個以下	八十九	段
九十一個以下	九十	段
九十二個以下	九十一	段
九十三個以下	九十二	段
九十四個以下	九十三	段
九十五個以下	九十四	段
九十六個以下	九十五	段
九十七個以下	九十六	段
九十八個以下	九十七	段
九十九個以下	九十八	段
百個以下	九十九	段

- (イ) 箱(方一尺五寸松材) 及壺(徑六寸燒物) 共一個に付一圓二十錢として積算すること。
 (ロ) 埋骨數三個以内の場合には埋骨一個毎に箱又は壺一個宛を積算し三個を超ゆる場合には五個以内を増す毎に各一個を増加すること。

埋骨數	一個	二個	三個	八個迄	十三個迄	十八個迄	二十三個迄
箱又は壺數	一	二	三	四	五	六	七
金額	一・一〇	二・二〇	三・三〇	四・八〇	六・〇〇	七・一〇	八・二〇

- (ハ) 無縁合葬墓の場合には埋骨數に拘らず箱三個分を計上すること。
 (ニ) 合葬しあらざる無縁墓にして埋骨數の分明にあるものに付ては有縁墓と同様に取扱ふこと。
 (ホ) 土葬の場合は郊外改葬に付之を火葬するを要せず依て遺骨を箱に收藏運搬するものとして燒骨と同様に取扱ふこと。
 (ヘ) 火葬墓にして遺骨壺に收藏し其の儘埋葬しあること明かなるものに對しては壺費を積算せざる

四 運搬費算出基準

- (イ) 市外十哩の地點に改葬するものと想定すること。
 (ロ) 墓碑及其の附屬設備、骨箱の重量は左の如く認定すること。
 一段一基六十貫、二段一基百貫、三段一基八十貫、特殊の墓碑其の他は右に準じ重量を認定すること。
 (ハ) 運搬は二噸積自動車を利用し一日一回運搬と看做し傭賃一車二十五圓とすること、其の積載基

數及一基當り運賃左の如し。

區	分	一	臺	積	載	數	運	搬
---	---	---	---	---	---	---	---	---

一段一基六十貫、二段一基百貫、三段一基八十貫、特殊の墓碑其の他は右に準じ重量を認定すること。
 (ハ) 運搬は二噸積自動車を利用し一日一回運搬と看做し備賃一車二十五圓とすること、其の積載基

數及一基當り運賃左の如し。

區	分	一	臺	積	載	數	運	搬
一	九	基						二・八〇 <small>円</small>
二	五	基						五・〇〇
三	三	基						八・〇〇

(ニ) 無縁の墓碑にして移轉後合葬するものも各基に付運賃を計上すること。

五 雜費算出基準

(イ) 新聞廣告料、通信費、立會費、諸手續費、回向料等の爲雜費として移轉を要する墓碑に對する

其の他の經費總計の二割五分乃至三割五分を給すること。

(ロ) 一墓地に付移轉を要する墓碑總計七十基以内の場合は三割五分、百五十基以内の場合は三割

百五十基を超える場合は二割五分を給すること。

六 雜種工作物

(イ) 下水溝、柵、敷石等墓地全體の爲設備したる工作物は全體解體取片付の實費を給すること。

(ロ) 墓碑附屬の工作物は墓碑に準じ現況を斟酌して解體、運搬及据付費を給すること。

(ハ) 樹木、生垣の類は移植の實費を給すること。

(ニ) 墓碑以外の雜種工作物の移轉料に對しては雜費を給せざること。

墳墓移轉料算出標準積算例

費目	一 段		二 段		三 段		平均
	二個以下	三個以上	二個以下	三個以上	二個以下	三個以上	
墓碑及起體費	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇	四・五〇	四・五〇	五・〇〇	四・〇〇
掘埋及起墓費	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇	四・五〇	四・五〇	五・〇〇	四・〇〇
据付壺費	二・四〇	四・〇〇	二・四〇	四・八〇	二・四〇	四・八〇	三・〇〇
箱又ハ壺費	二・四〇	四・〇〇	二・四〇	四・八〇	二・四〇	四・八〇	三・〇〇
運搬費	二・八〇	二・八〇	五・〇〇	五・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	五・〇〇
小計	二・二〇	一・五〇	一・五〇	一・八〇	一・九〇	三・八〇	二・〇〇
雜費	三・一〇	三・九〇	三・九〇	四・七〇	四・九〇	五・七〇	四・〇〇
三割五分	三・七〇	四・七〇	四・六〇	五・六〇	五・八〇	六・八〇	五・〇〇
二割五分	四・三〇	五・五〇	五・四〇	六・六〇	六・八〇	八・〇〇	六・〇〇
二割五分	一・五〇	一・九〇	一・九〇	二・三〇	二・四〇	二・八〇	二・七〇
三割五分	一・五〇	二・〇〇	二・〇〇	二・四〇	二・五〇	二・九〇	二・六〇
三割五分	一・六〇	二・一〇	二・一〇	二・五〇	二・六〇	三・〇〇	二・七〇
總計	一・六〇	二・一〇	二・一〇	二・五〇	二・六〇	三・〇〇	二・七〇

備考 箱又は壺費は埋骨數の最大限の場合を計上せり。

第三 移轉實施狀況

市長施行地區に於て整理を要したる墓地は本市所有元寺院境内共葬墓地三百四十三筆、私有墓地百一十一筆計四百五十四筆此の總面積九萬五千十二坪三合六勺にして、之に所在する墓碑總數十四萬七千五百七基なり。

前記墓地の内一般宅地の換地又は公共用地となりたる面積は四萬四千三百坪六勺にして、之に所在

し移轉を要したる墓碑八萬二千八十基なり。

又内務大臣施行地區に於ける墓地の内一般宅地の換地又は公共用地となりたる面積は九千四百二十六坪にして、之に所在し移轉を要したる墓碑一萬五千八百五十一基なり。

十一筆計四百五十四筆此の總面積九萬五千十二坪三合六勺にして、之に所在する墓碑總數十四萬七千五百七基なり。

前記墓地の内一般宅地の換地又は公共用地となりたる面積は四萬四千三百坪六勺にして、之に所在

し移轉を要したる墓碑八萬二千八十基なり。

又内務大臣施行地區に於ける墓地の内一般宅地の換地又は公共用地となりたる面積は九千四百二十六坪にして、之に所在し移轉を要したる墓碑一萬五千八百五十一基なり。

墓地の面積及墓碑の基數等を地區別に示せば左の如し。

東京市長施行地區

地區	寺院數	所有區分	墓地筆數	墓地總面積	墓碑總基數	宅地の換地又は公共用地となりたる墓地面積	要移轉墓碑數
二二	五 私市	有有	七六	二、四五・六〇 ^坪 三三二・〇六	一一、六五四	二、三三・七四 ^坪	一一、一六二
二五	三 私市	有有	三六	三、八七・三三 三三・七六	一一、八五四	一、二六・三三	二、六六
二六	五 私市	有有	一五	七六・三三	一、七七九	四七・六一	一、三三
二八	二 私市	有有	一二	四九・二〇	一、六九五	二七・六〇	七九
三二	四 私市	有有	一二	七二・二〇	一、七六六	二六・二三	八八
三三	一〇 私市	有有	一二	二、九四・六六 一、〇〇	五、一〇七	一、四八〇・三四	二、四五六
三五	四 私市	有有	一〇	六、九四・七七 一六三・〇〇	一九、〇七六	四、四四・二四	一一、八六
三七	七 私市	有有	四八	四、〇〇・〇三 三五四・六六	四、〇四三	一、七二・八二	二、五九

乙 第七章 墳墓の移轉

五九
 七
 市
 有
 有
 四九
 一、九三・八四
 一、三四・九八
 七九・〇〇
 六、一三八
 一、八六七・五九
 四、一〇九
 二、一三九

五六	五五	五四	五二	四八	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八
一五 私市	三 私市	五 私市	三 私市	三 私市	四 私市	二〇 私市	六 私市	一 私市	四 私市	一 私市	一 私市	二七 私市
有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有	有有
四五	四五	四三	四	一三	四	一五	四三	二	三九	一	六五	三〇
一、六四八・七	一、七〇七・五〇	一、四八一・三五 七四五・〇〇	二、〇六八・三	三、五五五・八〇 一五二・〇〇	六七六・六	一、七四二・三 二、七九一・六三	五四八・一五 九〇六・一五	一、三〇八・二五	五、〇三三・三五 五、七三三・九〇	七九六・〇四	一、三三五・八〇 二、八七四・五三	七、〇九〇・七 四、六二九・三
五、〇〇四	一七、七八五	三、九六五	三、二二五	四、四三九	八五五	七、五二〇	二、四五六	一、三五二	一六、八七九	五六四	六、一六八	一〇、〇三七
二、一九三・三八	五、〇三三・四六	一、五八・四三	四〇八・三〇	二、一〇三・九〇	四二二・〇〇	三、〇二九・九六	八九七・八二	六四〇・九八	五、八七・九三	三五〇・四二	二、五七・七九	三、三八〇・一七
二、八六八	七、三六三	二、六三〇	八二五	二、四二五	五三二	五、〇四六	一、七四五	五九七	九、三七九	四〇七	四、〇七九	四、五九六

乙
 第七章
 墳墓の移轉

五五	三	市	有	四五	二、四九〇・三三	一七、七五	五、〇三・四六	七、三六三
五六	五	市	有	四五	一、七〇七・五〇	一、七、七五	二、一九三・三六	二、八六八
		私市	有		二、七六六・〇四	五、〇〇四		
		私市	有		一、六八八・七七			
計								

五九	七	市	有	四九	一、九八三・八四	六、一三六	一、八六七・五九	四、一〇九
六六	三	市	有	三二	一、三四二・九八	四、一六七	一、八六九・二三	二、二三九
		私市	有		七九・〇〇			
		私市	有		二、二〇・五〇			
計								
		私市	有		七三、〇三・〇九			
		私市	有		二、七〇一・三七			
		私市	有		九五、〇三・三六			
計								
		私市	有		四七、五七			
		私市	有		四、四〇〇・〇六			
		私市	有		八、〇六〇			

内務大臣施行地區

地區名	寺院數	宅地の換地又は公共用地となりたる墓地面積	要移轉墓碑基數
三 四	三二	二、三三七・〇〇	五、四七二
三 六	四六	三、三五三・〇〇	七、五三七
六 四	三	三、一九〇・〇〇	八一四
四 九	一	一〇五・〇〇	二六〇
五 八	四	五四一・〇〇	二、〇四八
計	八五	九、四三六・〇〇	二五、八五一

墳墓の移轉に關しては墓碑其他移轉物件の現地調査を行ひ之に基き移轉料の算定を爲し墓地管理
 者と移轉契約を締結したり、而して市長施行地區中墳墓現地調査の著手は第三十八地區の大正十五年
 十月を最初とし第三十五地區の昭和二年十月を最終とし、移轉契約を締結したるは第三十八地區の大
 正十五年十二月を最初とし第二十二地區の昭和三年九月を最終とし、工事完了豫定時期は第六十六地
 區の昭和二年六月を最初とし第二十二地區の昭和三年十月を最後とせり。

乙 第七章 墳墓の移轉

乙 第七章 墳墓の移轉

而して之が移轉實施に當りては當局の指導督勵と管理寺院の努力とに依り大體順調に進捗し概ね豫定期間内に移轉を完了したるも往々無縁墳墓に對する改葬手續に意外の日子を要し又は降雨の爲工事の進捗を阻害せられ數箇月又は半歳以上遅延したるものありたるも昭和二年四月第三十八地區内敬覺寺外三箇寺管理墳墓の完了を最初とし、同四年一月第五十五地區内蔡華院管理墳墓の完了を最後とし要移轉墓碑八萬二千八十基の移轉を完了したり。

市長施行各地區別現地調査契約、完了豫定並移轉完了狀況を擧ぐれば左の如し。

名地區	現地調査	契約締結	移轉完了 豫定年月	移轉完了 年月
三三	自昭和 至同 二・二九	自昭和 至同 二・二〇	昭和 三・二〇	昭和 三・二〇
二五	自同 至同 二・二六	自同 至同 二・二九	同 三・二	同 三・二
二六	自同 至同 二・二五	自同 至同 二・二八	同 三・二	同 三・二
二六	自同 至同 二・二七	自同 至同 三・二九	同 三・六	同 三・九
三三	同 二・二〇	同 三・一	同 三・四	同 三・一〇
三五	自同 至同 二・二七	自同 至同 三・二八	同 三・七	同 三・七
三五	自同 至同 二・二〇	自同 至同 三・二一	同 三・八	同 三・二一
三七	自同 至同 二・二二	自同 至同 三・四三	同 三・四	同 三・四
名地區	現地調査	契約締結	移轉完了 豫定年月	移轉完了 年月
三六	自大正 至昭和 二・二七	自大正 至昭和 二・二九	同 二・二	同 三・四
四〇	同 二・二〇	同 二・二	同 三・二	同 三・六
四〇	自昭和 至同 二・一八	自昭和 至同 二・二九	同 三・八	同 三・八
四二	自同 至同 三・五四	自同 至同 三・七六	同 三・一〇	同 三・一〇
四二	昭和 二・二六	昭和 二・二八	同 二・九	同 三・五
四三	自同 至同 二・二五	自同 至同 二・二六	同 二・八	同 二・八
四四	自同 至同 二・二二	自同 至同 三・一四	同 三・四	同 三・九
四五	自同 至同 二・二八	自同 至同 二・二〇	同 三・二	同 三・二

至	至
至同	至同
三・二	三・六
至同	至同
三・二	三・七
同	同
三・四	三・八
同	同
三・四	三・二
至	至
至同	至同
二・〇	二・三
至同	至同
二・〇	二・四
同	同
三・二	三・四
同	同
三・二	三・九

至	至	至	至
至同	至同	至同	至同
二・二	二・九	二・七	二・九
至同	至同	至同	同
二・二	二・〇	二・八	二・三
同	同	同	同
三・五	三・四	三・三	三・七
同	同	同	同
四・一	三・七	三・七	三・〇
	六	五	五
至同	至同	至同	至同
二・九	二・一	二・三	二・〇
至同	至同	至同	至同
二・二	二・四	二・八	二・二
同	同	同	同
二・一	三・七	三・八	三・八
同	同	同	同
三・一	三・三	三・二	三・二

前記移轉を爲したる八萬二千八十基の内六萬二千九百九十四基は各寺院の設けたる特設墓地に、一萬九千七百四十四基は郊外に、六十八基は他府縣に移轉し、九百七十四基は納骨堂に改葬したり。而して市長施行地區に於ける移轉料の總額は百六十六萬九千四百四十五圓七錢、内國負擔額四十一萬八千三百五圓十六錢、市負擔額百二十五萬千三百三十九圓九十一錢にして、其の支拂は昭和四年五月迄に全部之を了したり。

又内務大臣施行地區に於ける要移轉墓碑一萬五千八百五十一基に對する移轉料の總額は三十一萬五千七百七圓三十四錢にして、内國負擔額二十七萬六千五百二十七圓五十五錢、市負擔額三萬九千七百七十九圓七十九錢なり。

東京市長施行地區

地區	寺院數	要移轉 墓碑數	埋葬 數	墳墓	工作物	雜費	計	一基當
一一一	五	一一、六二	七、〇一一	一三、九八・〇〇	四、六三・〇〇	四、五三・五七	二一、〇七・〇八	一八・九一

乙 第七章 墳墓の移轉

乙 第七章 墳墓の移轉

一一五	二	二、六六八	八、六七七	四二、九四・九	五、八七〇〇	一一、八九二・九〇	六二、六〇四・八一	二二、四四
一一六	五	一、一三三	三、九九四	一四、七五・〇八	三七三・〇八	三、七六〇・四六	一八、九八・六二	一五、三三
一一八	二	七九〇	四、九四	一三、八三八・二〇	一四九・二五	二、九〇五・八二	一六、九三三・二七	二二、五
一二二	四	八八	八、三三八	一四、四七六・二〇	一四〇・三五	二、九〇六・六一	一七、五三三・一六	二二、四二
一二三	一〇	二、四五六	一四、六八六	四〇、三八一・三〇	七、七三三・四六	八、四九一・七七	五、六〇六・五三	二二、〇四
一二五	四	二、二八六	六、一四六	二〇四、九九・六五	一六、一九七・二二	四、五六二・七〇	二六五、六七九・四七	二二、四八
一二七	七	二、二五九	九、一九〇	三、三五・八〇	七、四二・四四	七、八五六・三九	四九、六二・六三	二二、九七
一三三	七	四、五九六	二〇、二一六	七、六七五・〇四	八、四二・二三	一七、〇七・二八	九八、一〇三・五五	二二、三五
一三九	一四	四、〇七九	二〇、一三三	六四、二三・二五	四、二六三・三四	一三、六二・四八	八二、〇九九・〇七	二二、五七
一四〇	一	四〇七	一、六七二	六、〇四四・一〇	四三三・六八	一、二〇八・八二	七、六八六・三〇	一八、八九
一四一	四二	九、三七九	五〇、六九四	一六七、五〇・九五	一〇、八三四・四七	三五、一四五・五三	二二、四九〇・九三	二二、七六
一四二	一	五九七	一、三四四	六、五九三・九五	八、八一・九七	一、五〇〇・五八	一六、八九七・五〇	二二、六五
一四三	六	一、七四五	一三、一五五	二六、七二・〇〇	一、〇九二・〇二	五、五八五・八七	三三、三八九・八八	一九、一三
一四四	一〇	五、〇四六	三〇、五〇四	七〇、三六・二三	一一、五四四・七七	九、九三三・〇六	九二、四八四・〇六	一八、三二
一四五	四	五三二	三、一六〇	七、一四三・八一	一、一四〇・三六	九九一・七三	九、三七五・九〇	一七、六二
一四八	三	二、四五	一一、二八六	二九、四六八・四八	一〇、七八八・一三	四、四三二・〇一	四四、六五七・六二	一八、四二
一五二	三	八二	三、三四	二、四八六・八八	五八五・二五	一、七〇三・九二	一三、七六・〇五	一六、九五
一五四	五	二、六三〇	一四、三八六	三七、八六五・六六	三、二六一・六七	七、〇〇九・五五	四八、一三六・八八	一八、三〇
一五五	三	七、三六三	三八、五七四	九八、九三九・八四	二〇、三八八・〇一	一八、一七九・二六	一三七、五〇七・二一	一八、七一

五六	一五	二、八六八	一六、九三三	三四、〇四一・三〇	五、六一八・三三	四、七二二・〇四	四四、三七一・六六	一五、四七
五九	七	四、二〇九	二六、八七九	六〇、七三三・八〇	五、一七二・九八	八、四八一・三三	七四、四七八・二一	一七、六九

五二	三	八三	三、三二四	二、四八六・八八	五八五・二五	一、七〇三・九二	一三、七六・〇五	一六・九五
五四	五	二、六〇〇	一四、三八六	三七、八五・六六	三、二六・六七	七、〇〇九・五五	四八、一三六・八八	一八・三〇
五五	三	七、三六三	三六、五七四	九八、九三九・八四	二〇、三六八・〇一	一八、一七九・二六	一三七、五〇七・一一	一八・七一

五六	一五	二、八六六	一六、九三三	三四、〇四一・三〇	五、六八・三三	四、七二・〇四	四四、三七一・六六	一五・四七
五九	七	四、二〇九	二六、八七九	六〇、七三・八〇	五、二七・九八	八、四八・三三	七四、四七・一一	一七・六九
六六	三	二、二九	九、一六七	三四、五四・七二	一六、四三・三三	三、九四・八五	五四、九九・八八	二四・六六
計	三四一	八三、〇八〇	四四〇、三八三	一、二五七、五九八・二五	一五、四七・三九	二五九、三七五・五三	一、六六九、四四・〇七	二〇・三四

内務大臣施行地區

三四	三	五、四七二	一二四、二六六・三	一二、二七一	二二・二六
三六	四	七、一五七	一五四、二八五・五九	二二・二六	二二・二六
四九	一	二六〇	四、一六六・六七	一六・〇三	一六・〇三
五八	四	二、〇四八	二六、七九・四〇	一三・〇四	一三・〇四
六四	三	八二四	六、二七九・三七	七・七一	七・七一
計	八五	一五、八五一	三二五、七〇七・三四	一九・九二	一九・九二

第八章 建築に関する統制

第一節 概 説

大震災後に於ける市民の復興建築は意外に進捗し、餘燼未だ冷めざるに早くも「バラック」の建設隨

乙 第八章 建築に関する統制

所に起り本建築亦遠からず勃興せむとする氣運なりしを以て、政府に於ては豫て計畫中なりし土地區劃整理の實施を容易ならしむる爲焼失區域内の建築を制限し假設建築物の外建築するを得ざる趣旨の緊急勅令を制定せむとするの意見ありしも斯の如き勅令の公布は憲法第八條の要件に適合せずとの理由により遂に取止めとなり、別に震災に因り甚大なる打撃を蒙りたる市民の復興建築に關する經濟上の苦痛と許可申請の煩を考慮し之を緩和せむが爲、市街地建築物法第二十五條の規定に依り大正十五年九月勅令第四百十四號を以て東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域に於ける假設建築物等に關する件を公布し、前記區域内に於て築造する假設建築物に對しては市街地建築物法に規定する取締要件の大部分に亘り之を適用せざることとし以て建築行爲を容易ならしめたり。

亞で大正十三年三月土地區劃整理施行地區の告示ありし爲都市計畫法施行令第十一條の規定に依り其の境域内に於ては本建築は勿論假令假設建築物と雖之を築造せむとするときは地方長官の許可を要す、蓋し同條の規定は事業の執行を容易ならしめむとする趣旨に外ならざるが故に事業施行上支障なき限り成る可く許可する方針の下に假設建築物築造に對する其の範圍を定め、尙事業の進捗に伴ひ漸次本建築をも許可する方針を樹て築造願處理に關しては整理施行者に於て關係官署と密接なる聯絡を保ち以て事業遂行上遺憾なきを期したり。

第二節 震災直後に於ける假設建築物

第一項 假設建築物に關する勅令の公布

東京市は大正九年十一月勅令第五百四十號に依り同年十二月一日より市街地建築物法適用區域となり、爾來市内に於て建築を爲さむとするときは總て同法の規定に従はざるべからず、然るに偶々大正十二年九月一日の大震災に因り市内に於ける建造物の大半は烏有に歸したるを以て罹災民の最も急

施を要したるは住宅及營業所等の復興なり、然るに市街地建築物法全部の適用は市民の經濟狀態に鑑み到底之に堪へざるのみならず、其の築造に關する許可申請の手續等に時日を假することは之を許さざる實狀なりしを以て政府に於ては之が應急的救済の途を講ずる必要ありと認め、同法第二十五條本

東京市は大正九年十一月勅令第五百四十號に依り同年十二月一日より市街地建築物法適用區域となり、爾來市内に於て建築を爲さむとするときは總て同法の規定に従はざるべからず、然るに偶々大正十二年九月一日の大震災火災に因り市内に於ける建造物の大半は烏有に歸したるを以て罹災民の最も急

施を要したるは住宅及營業所等の復興なり、然るに市街地建築物法全部の適用は市民の經濟狀態に鑑み到底之に堪へざるのみならず、其の築造に關する許可申請の手續等に時日を假することは之を許さざる實狀なりしを以て政府に於ては之が應急的救済の途を講ずる必要ありと認め、同法第二十五條本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムノ規定に基き、同年九月勅令第四百十四號を以て東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける假設建築物等に關する件を公布せられたり、即ち大正十二年九月の震災に因り火災に罹りたる地區に於て大正十三年二月末日迄に建築に著手し、同十七年八月末日迄に除却する假設建築物並右の地區外に於て救護其の他應急施設の爲、前記の期間中に建築に著手し又は除却する建築物に對しては市街地建築物法の地域、建築線、建築物の高、空地制限、防火地區、特殊建築物構造及美觀地區等に關する規定を適用せざること、以て急迫の場合に際し市民の建築行爲を容易ならしめたるなり其の全文左の如し。

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物等ニ

關スル件 (大正十二年九月勅令第四百十四號)

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ著手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ヲ適用セス

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル前項ノ地域外ノ地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ著手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル建築物ニシテ救護其ノ他應急的施設ノ爲ニスルモノニ付亦前項ニ同シ

第一項ノ地區ノ範圍、同項ノ假設建築物ノ構造並前項ノ建築物ノ種類及構造ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

乙 第八章 建築に關する統制

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前記勅令第四百十四號第三項に基き内務大臣は同令第一項の範圍、假設建築物の構造並同第二項の建築物の種類及構造に關し内務省令を以て之を指定し、右省令に依り警視總監は構造、設備及敷地等に關する廳令を發し、以て建築物の統制を保ち保安、衛生上遺憾なきを期したり、右に關する指令を示せば左の如し。

尙右の外特種營業等の用途に供する假設建築物、即ち製造所、宿屋業、浴場、興行場、自動車々庫、私立病院産院、蹄鐵工場及患者收容所の建築に對し警視廳令を以て各取締規定を設くる所ありたるも之等の規定は關係例規に譲れり。

(イ) 内務省令

市街地建築物法適用區域内假設建築物ニ關スル件 (大正十二年九月十三號) (内務省令第三十三號)

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ地區ハ左記ノ區域内ニ於テ火災ニ罹リタル地區トス

東京市 日本橋區、麴町區、京橋區、芝區、神田區、下谷區、本郷區、小石川區、淺草區、四

谷區、麻布區、赤坂區、本所區、深川區

南葛飾郡 吾嬬町、龜戶町、大島町、砂町

北豐島郡 三河島町、日暮里町、南千住町 (大正十二年九月内務省令第三十六號ヲ以テ南千住町追加)

豐多摩郡 淀橋町

横濱市

第二條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第二項ノ建築物ハ左記各號ノ一ニ該當スル種類ノ

モノニ限ル

一 罹災民救護又ハ避難ノ爲ニ建築スル應急的建築物

二 罹災善後ノ爲ニ要スル食糧品、衛生材料、建築材料、運搬用具等ヲ一時貯藏スル爲ノ建築

北豊島郡 三河島町
豊多摩郡 淀橋町
横濱市

第二條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第二項ノ建築物ハ左記各號ノ一ニ該當スル種類ノ

モノニ限ル

- 一 罹災民救護又ハ避難ノ爲ニ建築スル應急的建築物
- 二 罹災善後ノ爲ニ要スル食糧品、衛生材料、建築材料、運搬用具等ヲ一時貯藏スル爲ノ建築物

第三條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ハ階數ニ
ヲ超ユルコトヲ得ス

大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ニハ市街地建築物法施行規則第一條乃至第四百四十七條ノ規定ヲ適用セス
地方長官ハ大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

附 則

本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ロ) 警視廳令

(一) 市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物等ノ構造設備ニ關スル件 (大正十二年九月十二號) 警視廳令第四百十二號
大正十二年九月勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ
前項ノ建築物附屬ノ便所ノ糞尿壺及其ノ上口周圍ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造シ井戸トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ
前各項ノ外保安上危険又ハ衛生上有害ト認ムルトキハ必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

乙 第八章 建築に關する統制

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- (二) 市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物ノ敷地ニ關スル件 (大正十二年十月十三號) 警視廳令第五十三號
- 大正十二年九月勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物ノ敷地ニシテ貸座敷營業指定地域内ニ在ルモノ、建築物ノ外壁ノ中心(柱建ノモノハ柱ノ中心)ハ左ノ線ヲ超ヘ之ヲ配置スルコトヲ得ス
- 一 幅員二間以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テハ道路境界線ヨリ一尺五寸後退シタル線
 - 二 幅員二間未滿ノ道路ニ接スル場合ニ於テハ道路ノ中心線ヨリ七尺五寸後退シタル線

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項 假設建築物の著手及除却期限延長

假設建築物の著手期限は大正十三年二月末日、又除却期限は同十七年昭和三年八月末日を以て終期とする。ことは大正十二年九月勅令第四百十四號の規定する所なり、然るに期限滿了後に於て、著手する建築物に對し直に市街地建築物法を適用又は假設建築物を除却せしめ本建築を強要するが如きは經濟上困難なる事情ありたるのみならず、延いては區劃整理の爲施行を要する建物其の他の工作物移轉に重大なる影響を及ぼす虞ありたるを以て政府に於ては之を延長することとし左記勅令並省令等の公布を見たり、即ち著手期限に在りては前後二回に亘り、之を延長したるものにして其の最後を換地處分又は換地處分認可の告示の日迄とし、除却期限に在りては大體 (一) 特殊建築物にして内務大臣の指定するもの及甲種防火地區外のものハ昭和八年八月末日迄 (二) 特殊建築物を除く甲種防火地區のものは昭和十三年八月末日迄延長せられたり。

大正十二年勅令第四百十四號東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件中改正ノ件大正十三年二月勅令第十九號

大正十二年勅令第四百十四號中左ノ通改正ス

分又は換地處分認可の告示の日迄とし、除却期限に在りては大體 (一) 特殊建築物にして内務大臣の指定するもの及甲種防火地區外のもの
(二) 特殊建築物を除く甲種防火地區のものは昭和十三年八月末日迄延長せられたり。

大正十二年勅令第四百十四號東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件改正ノ件大正十三年二月勅令第十九號

大正十二年勅令第四百十四號中左ノ通改正ス

第一項中大正十三年二月末日「大正十三年八月末日」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノヨリ之ヲ施行ス

大正十二年勅令第四百十四號第一項ノ規定ニ依ル建築著手期限ノ延期ニ關スル件(大正十三年

八月 勅令第九十八號)

大正十二年勅令第四百十四號第一項ニ規定スル大正十三年八月末日ノ期限ハ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行スル地區ニ限リ當該地區ニ關スル特別都市計畫法施行令第三十三條ノ規定ニ依ル換地處分又ハ換地處分認可ノ告示ノ日迄之ヲ延期ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年勅令第四百十四號ノ建築物ノ除却期限ニ關スル件(昭和二年三月勅令第三十三號)

第一條 大正十二年勅令第四百十四號ニ規定スル建築物除却期限ハ左ノ如ク之ヲ延期ス

- 一 劇場、集會場、旅館、工場其ノ他ノ特殊建築物ニシテ内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スルモノニ付テハ昭和八年八月末日迄
- 二 前號ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外甲種防火地區内ニ又ハ其ノ内外ニ亘リ建築シタル建築物ニ付テハ昭和十三年八月末日迄

第二條 前條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外大正十二年勅令第四百十四號ノ規定ニ依リ建築シタル建

乙 第八章 建築に關する統制

建築物ニシテ内務大臣ノ定ムル構造設備ヲ有スルモノハ行政官廳ノ認定ヲ受ケ昭和三年九月一日以後ニ於テモ之ヲ除却セサルコトヲ得

前項ノ建築物ニシテ内務大臣ノ定ムル構造設備ヲ有セサルモノハ昭和八年八月末日迄之ヲ除却セサルコトヲ得但シ昭和八年八月末日迄ニ其ノ構造設備ヲ有スルニ至リタルモノハ行政官廳ノ認定ヲ受ケ昭和八年九月一日以後ニ於テモ之ヲ除却セサルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年勅令第三十三號ノ規定ニ依ル特殊建築物指定並構造設備規定ニ關スル件昭和二年五月内務省令第三十一號

第一條 昭和二年勅令第三十三號第一條第一號ノ規定ニ依リ左ノ建築物ヲ指定ス

- 一 劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ觀客定員五百人以上ノモノ
- 二 集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員七百五十人以上ノモノ
- 三 揮發石油ヲ使用スル自動車々庫ニシテ其ノ室面積十五坪以上ノモノ
- 四 倉庫ニシテ階數二且建築面積百坪以上ノモノ
- 五 市街地建築物法施行令第三條第二號(ロ)又ハ(ホ)ノ物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スル建物
- 六 建物ニシテ其ノ一部ヲ前各號ノ建物ト同種ノ用途ニ供スルモノニ付テハ其ノ部分

第二條 昭和二年勅令第三十三號第二條ノ規定ニ依リ構造設備ヲ定ムルコト左ノ如シ

市街地建築物法施行規則第三章ニ規定スル構造設備

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物ノ規定ニ依リ建築シタル建築物ノ除却期限認定ニ關スル件 (昭和二年八月警視廳令第三十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物ノ規定ニ依リ建築シタル建築物ノ除却期限認定ニ關スル件
(昭和二年八月警視廳令第三十五號)

第一條 大正十二年勅令第四百十四號ニ依リ建築シタル建築物ニ付其ノ所有者昭和二年勅令第三十三號第二條ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケムトスルトキハ別記様式ニ依ル願書正副二通ヲ建築物所在地所轄警察署ヲ經由シ警視廳ニ提出スヘシ
前項ノ願書ニハ配置圖(方位、敷地境界線、建築物、四隣道路及排水路等ヲ明示シ且其ノ大サ及相互間ノ距離ヲ記入スヘシ)及各階平面圖(方位、各室ノ用途及大サ等ヲ明示スヘシ)ヲ添付スルコトヲ要ス
前項ノ圖面ニハ認定ヲ受ケムトスル部分ト他ノ部分トヲ著色其ノ他ノ方法ニ依リ區別スヘシ
必要ト認ムルトキハ第二項ニ規定スル以外ノ圖書ヲ提出セシムルコトアルヘシ
第二條 前條ノ願出アリタル建築物ニシテ昭和二年內務省令第三十一號第二條ニ定ムル構造設備ヲ有スト認ムルモノニ對シテハ認定證ヲ交付ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別 記)

認定願様式

假設建築物構造設備認定願

一 敷地ノ地名番號

二 用途(住宅、商店、工場等)

乙 第八章 建築に關する統制

三 構造種別(木造、鐵骨造等)

四 階 數

五 各階床面積及其ノ合計

右昭和二年勅令第三十三號第二條ニ依ル御認定相受度別紙書類相添此段及願出候也

昭和 年 月 日

住所

氏名

警視總監

殿

第三節 地區告示後の工作物築造制限

第一項 假設建築物

第一 許否の範圍及處理方針

大正十三年三月内務省告示第三百三十一號東京都市計畫土地區劃整理施行區域の告示ありたるを以て都市計畫法施行令第十一條の規定に依り右境域内に於て工作物を新築、改築、増築、大修繕若は物件の附加増置を爲し又は土地の形質を變更せむとする者は地方長官の許可を受くるを要し、其の手續を履行せざる者は原狀回復を命ぜらるゝことあるべく(都市計畫法施行令第十四條參照)又同月内務省告示第三百五十四號並東京市告示第一百一號を以て内務大臣及東京市長は各其の施行に係る土地區劃整理地區の告示を爲したるに付告示後に於て前記の許可を受けず建築したる者は之に關する損害補償を請求し得ざることは耕地整理法第二十九條の規定する所なり、而して燒失區域内に於ける當時の建築狀態は前節に述べたる如く、大正十二年九月の假設建築物に關する勅令發布以來同令の規定に基き建築す

る場合は何等の手續を要せざりしも、土地區劃整理施行地域告示後に在りては地方長官の許可を要し従つて地區内に於ける建築は著しく制限さるゝに至れり、然れども當時燒失區域内に於ける住宅及營業所等の復舊狀態は漸く其の途上にありたるを以て將來の建築に對して事業施行上大なる障害となら

區の告示を爲したるに付告示後に於て前記の許可を受けず建築したる者は之に關する損害補償を請求し得ざることは耕地整理法第二十九條の規定する所なり、而して燒失區域内に於ける當時の建築状態は前節に述べたる如く、大正十二年九月の假設建築物に關する勅令發布以來同令の規定に基き建築す

る場合は何等の手續を要せざりしも、土地區劃整理施行地域告示後に在りては地方長官の許可を要し従つて地區内に於ける建築は著しく制限さるゝに至れり、然れども當時燒失區域内に於ける住宅及營業所等の復舊状態は漸く其の途上にありたるを以て將來の建築に對して事業施行上大なる障害とならざる範圍内に於て可成許可せざるべからざる情勢にありたり、依て復興局長官に於て東京府知事と協議を遂げ許可の範圍及其の處理方針を決定し、又同府知事に於て之が出願に關する告示を爲したり。

右處理方針並府知事の告示を擧ぐれば左の如し。

イ 許否の範圍及處理方針

一 假設建築物及第二項の工作物以外の工作物

(一) 土地區劃整理施行地區内に於けるもの

(1) 換地位置決定せる場合

(イ) 換地豫定地に築造する場合は許可す

(ロ) 換地豫定地以外に築造する場合は許可せず、但し已むを得ざる事情あるものは此の限に在らず

(2) 換地位置の決定せざる場合

左に掲ぐる場合を除くの外許可す

(イ) 煉瓦造、石造、鐵骨造又はコンクリート造建築物の新設、改築、増築又は大修繕(瓦斯事

業又は電氣事業の用に供するものを除く)

但し殘存建築物にして移轉を要せざる見込なるに付建坪を増加せざる改築又は大修繕を爲す場合は此の限に在らず

(ロ) 前號以外の建築物(簡單なる鐵骨造を含む)に付一敷地内に於て延坪合計五十坪を超ゆるも

乙 第八章 建築に關する統制

の又は建築費延坪當り平均單價金百貳拾圓を越ゆるもの、新築、改築又は増築、但し學校、病院、教會、寺院、社會施設、瓦斯事業若くは電氣事業又は公共團體の用に供する建築物は此の限に在らず

(ハ) 議定街路、運河、小公園の新設又は改修に必要な土地の地域内に於て爲すもの

(ニ) 前各號に掲ぐる場合を除くの外著しく移轉の困難なる又は移轉に付著しき費用を要する物件の附加増置

二 地下埋設物其他街路の工作物

實狀を斟酌し許否を決す

右決定後に於て追加したる假設建築物築造に關する處理方針左の如し。

(一) 換地位置の決定せざる場合に於ても當該地區の土地區劃整理委員會が建築主の申請せる建築敷地の換地位置に付其の部分の決定を爲し、且其の敷地上に其の申請せる假設建築物を築造することに付異議なき旨の申合あり、且整理施行者に於ても支障なしと認むる場合に於ては換地位置決定せる場合に準じ處理すること

(二) 特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉命令を發したる後換地豫定地内に假設建築物を築造したる爲他の建物の移轉工法に變更を要する場合又は移轉を命じたる建物の移轉不可能となる場合に於ては假令換地豫定地内に建築する建物と雖、其の建築出願に對しては不許可の取扱を爲すこと

(三) 假設建築物にして不許可となるべき場合に於ても特別の必要上築造するの止むを得ざる事情あるものにして築造出願人に於て土地區劃整理上必要あるときは何時にても無償にて移轉又は除却すべき旨申出でたるときは便宜其の條件を附加して許可するも差支なきこと(本項は主

として警察許可を要する營業に使用する建築物なり)

(三) 假設建築物にして不許可となるべき場合に於ても特別の必要上築造するの止むを得ざる事情あるものにして築造出願人に於て土地區劃整理上必要あるときは何時にても無償にて移轉又は除却すべき旨申出でたるときは便宜其の條件を附加して許可するも差支なきこと(本項は主

として警察許可を要する營業に使用する建築物なり)
ロ 工作物築造願處理順序

一 區役所に於て願書(正副二通)を受付たるときは左の區別に従ひ之を復興局又は東京市役所に送付すること

(一) 假設建築物及(二)の工作物以外の工作物

(1) 土地區劃整理施行地區内に於けるもの

(イ) 内務大臣に於て施行する地區

復興局

(ロ) 東京市長に於て施行する地區

東京市役所

(2) 土地區劃整理施行地區外に於けるもの

(イ) 幹線街路、運河及大公園の新設又は改修に必要なる土地の境域内に於けるもの

復興局

(ロ) 補助線街路、市場及小公園の新設又は改修に必要なる土地の境域内に於けるもの

東京市役所

(二) 地下埋設物其の他の街路工作物

復興局

二 復興局に於ては左の區別に依り願書を審査し必要ある場合には關係部所の意見を聞き許否に關する意見を附して正本を東京府廳に送付すること

(一) 假設建築物及(二)の工作物以外の工作物

建築部

(1) 土地區劃整理施行地區内に於けるもの

(2) 土地區劃整理施行地區外に於けるもの

(イ) 公園
(ロ) 其他

建築部
土木部

(二) 地下埋設物其他の街路工作物

土木部

右處理順序に依る本市扱のものは總て區劃整理局に於て審査し許否の意見を附して其の正本を東京府知事に進達せり。

前記の如く工作物築造願は區役所又は町村役場に於て之を受付復興局又は本市區劃整理局に廻付し、當該局に於て審査の上東京府廳に送付又は進達したるが、其の後に至り事務簡捷の趣旨に依り區役所又は町村役場より復興局出張所又は區劃整理局出張所に送付し若くは直接出張所に於て願書の受付を爲し之を審査の上許否の意見を附し東京府廳に送付又は進達することに變更したり。
ハ 出願手續に關す告示

土地區劃整理地區内ニ於ケル工作物ノ築造ニ關スル件(大正十三年五月
東京府告示第二六〇號)

都市計畫法施行令第十一條及耕地整理法第二十九條ノ規定ニ依リ東京都市計畫土地區劃整理施行地區内ニ於テ工作物ヲ新築、改築、増築、大修繕若クハ物件ノ附加増置ヲ爲シ又ハ土地ノ形質ヲ變更セムトスル者ハ左記ノ様式ニ準據シタル書面ニ願地附近ノ見取圖、工作物ノ平面圖及同構造圖ヲ添へ所轄區役所、町村役場ヲ經由シ東京府知事ニ提出スヘシ

様式

東京都市計畫土地區劃整理施行地區内(工作物新築、改増築、大修繕又ハ土地形質變更願工作物設置ノ位置

郡	町	大字	番地
區	町	丁目	番地

工作物ノ種類及用途

木造二階建(住宅、倉庫ノ類)新築改築、増築又ハ大修繕

工作物ノ坪數及其ノ建築費

工作物設置ノ位置

郡 町 大字 番地
區 町 丁目 番地

工作物ノ種類及用途

木造二階建住宅、倉庫ノ類新築改築、増築又ハ大修繕

工作物ノ坪數及其ノ建築費

延坪 坪總建築費

工作物ノ構造ノ概要

設計 仕様ノ大要

右ノ通東京都市計畫土地區劃整理施行地區内ニ於テ工作物ヲ新築改築、増築又ハ大修繕致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段及申請候也

大正 年 月 日

東京府知事

殿

第二 許否の狀況

土地區劃整理地區内に於ける假設工作物築造願に對する處理方針に付ては既に述べたり、而して市長施行地區内に於て換地處分認可の告示に至る迄に受理したる假設工作物の築造願は各地區を通じ建物四萬七千八百五十八棟、工作三百八十九件にして内建物三萬七千四百四十二棟、工作物二百二十九件は土地區劃整理施行上重大なる障害とならざるを以て之を許可することとし爾餘の建物一萬四百十六棟、工作物百六十件は既定の制限を越え築造するものに付不許可と爲すことに進達せり。

乙 第八章 建築に關する統制

乙 第八章 建築に關する統制
 以上取扱ひたる狀況を地區別に示せば左の如し。

假設建築物申請狀況表

地區	分區									
	一	二	三	四	五	七	八	九	一一	一五
新築	申請	四五	三五	二	二	二	二	二	二	二
	許可	四二	二七	一	一	一	一	一	一	一
	不許可	六	六	一	一	一	一	一	一	一
改築	申請	三三	三	一	一	一	一	一	一	一
	許可	二七	二	一	一	一	一	一	一	一
	不許可	五	一	一	一	一	一	一	一	一
増築	申請	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
	許可	一三	一	一	一	一	一	一	一	一
	不許可	三	一	一	一	一	一	一	一	一
大修繕其他	申請	三	一	一	一	一	一	一	一	一
	許可	二	一	一	一	一	一	一	一	一
	不許可	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	申請	六六	五六	四	二	二	二	二	二	二
	許可	五六	四五	三	二	二	二	二	二	二
	不許可	八	七	一	一	一	一	一	一	一

乙

第八章 建築に關する統制

三三二	三〇	二九	二八	二六	二五	二四	二三	二二	二二	二〇	一九	一八
一、三三四	五九	五五四	四九七	三七八	四三	三九四	四四	一、二七三	六八四	一、五九	三三三	二六一
一、〇〇六	四六	四八八	四〇五	一、三三	三六二	三〇	三八五	九六一	五四	一七三	三六	二〇八
二三八	九三	六六	九二	一、四七	六	八	五九	二、一六	一、四	八七	三	七
九	五	一九七	一六	二〇	三	三	四	二、九	二、七	二、三	三	八
六五	三	一六〇	二	三	三	三	三	一、二	一、六	一、八	九	七
三	三	三	五	七	二	一	一	一、八	一、二	一、四	四	一
六六一	二、三	二六	二、八三	一、〇四	九	一、七	八	二、七	九〇	五	九	一、五
五、六	一、五	一七	二二	七	六	九	四	二、四	六	六	七	一、三
一、五	八	二	七	六	元	六	元	三	元	元	三	三
三	九	八	九	一	一							
一三	二	五	五	一	一							
八	七	三	四									
二、〇三四	八三	七、七	八〇五	五〇三	五、六	五、八五	五、三	一、一、三三	八〇一	三、八	四、六五	四、四
一、六〇〇	六〇	六、七〇	六、三二	四、三	四、七	四、四	四、三	九、九六	六、九	二、八	四、〇一	三、八
四、四	二〇三	一、二七	一、七三	一、八〇	一〇一	一、七二	九	二、三	一、八二	一、〇	六、四	九、七

六四一

一五	一
一八〇	五、六
一五〇	四、九
三〇	七
一六	九
一四	三、九
二	〇
二、六	三、八
九〇	三、五
三、六	三
	〇
	九
	一
三、三	一、〇、三
一、五、四	八、五、二
六、八	一、六、一

五〇	四八
四九二	一、三三三
四八	九四五
六四	一六八
二七	五
三	三〇
六	三三
一五六	一三六
二四	二四
三	一二
一	六四
一	四〇
一	二四
六七六	一、五八五
五七四	一、一三九
一〇二	四四六

四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五	三三
一、二〇七	九七四	一、〇六九	一、二六七	三六七	一、一三六	八九	一、〇三二	八六	一、二〇七	四六	五六九	五三
一、〇一六	八〇六	九四五	九八〇	二九二	九三	七〇三	九四	七二	一、〇一六	三五五	五〇八	四四二
一九一	一六八	二二四	三〇七	九五	二二四	一五六	二七	一五	一九一	九一	六二	八九
五八	五	九	一六九	三九	一〇四	九	八	八	五	五	三九	三
四	一九	五	三二	二六	八	六	三	六〇	四	六	三	二
一四	一六	二七	四八	三	一五	三	一八	二八	一四	一六	六	二
四六	三九	一八一	五七二	二四	四〇〇	二三	五〇二	二六	四六	一三	二八八	二二七
二八八	二五七	二九	三三四	八四	三〇二	一四六	四一	二七	二八八	六九	二二九	一七二
一四〇	二七	五	二三八	四〇	九	六	一〇二	九	一四〇	六	四九	六五
一〇五	四	二七	九	二	一〇	八	一四	三	一〇五	二	一〇	三
五四	三	一八	五	一	四	六	二〇	九	五四	一	六	六
五	三	九	三	一	六	二	四	四	五	一	四	六
一、七九八	一、三三二	一、五五六	二、一〇七	五五二	六、一六五〇	一、一五五	一、六三八	一、一八三	一、七九八	六三	九〇六	八二
一、四〇二	一、一〇五	一、一五四	一、四九一	四〇三	一、三三七	九一九	一、三八八	八九七	一、四〇二	四四三	七八六	六四一
三九六	二七	二〇二	六六	一四九	三三	二六	二五〇	二八六	三九六	一七〇	二二〇	一七一

乙 第八章 建築に關する統制

六四二

乙 第八章 建築に關する統制

六二	六一	六〇	五九	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四八
四四一	五四一	三八三	六四六	一、五三五	八九五	六〇四	一、〇〇九	一、一五八	一、一八四	四五一	四九二	一、一三三
三一〇	三七四	二七二	四九二	一、一九五	六二二	四五一	七九三	八六〇	九〇三	三六七	四八	九四五
二二三	一六七	一一一	一五四	二四〇	二七二	一五三	二二六	二九八	二八一	六四	六四	二八八
二	五	八	八	五	五	三	元	五	二	一	二	五
一	四	七	四	三	三	七	二	元	一	二	二	三〇
一	一	一	四	八	三	六	八	二	〇	四	六	三
六九	二六四	八	二八	一六七	一八四	一三二	一四八	二六三	一六四	一六二	一五六	二六六
四六	四四	五八	六八	二九	三九	九六	一〇六	一九四	一八六	一〇九	二四	二四
二	七	二	五	一〇	四	五	四	六	九	六	三	二
一	四	一	三	七	六	四	一	〇	四	八	一	六
一	九	一	二	二	六	三	一	六	三	〇	一	四〇
一	五	一	一	三	〇	一	一	四	二	八	一	二四
五三	六四	四七	七七	一、七九	一、二八	七六	一、一八七	一、四八四	一、四八六	六〇五	六六六	一、五八五
三六七	四七八	三七	五六六	一、三七二	七三六	五六七	九二	一、〇八九	一、二五	五〇一	五七四	一、一五九
一四六	一九六	一三六	二〇九	四二九	三九〇	一九五	二六六	三九五	三七	一〇四	一〇二	四四六

六四三

四七	四六
一、二〇七	九七四
一、〇六	八〇六
一九二	一六八
五八	五
四	一九
四	六
六	三九
三	二五
二七	二七
一〇五	四
五	二
五	二
一、七九	一、三八二
一、四〇二	一、二〇五
三	二七

二二〇
一三七
元三
一
三
五五
一三
一一
七八
一八二〇

地 區	分 路 線 支 障	換 地 支 障	運 河 支 障	公 園 支 障	坪 數 超 過	單 價 超 過	構 造 制 限 外	同 上 二 以 上 の 原 因 に 互 小	計
一	一三棟	二六	一棟	一棟	二棟	二棟	二棟	八棟	八棟
二	三	一							一
三	四	二				五			一
四	二〇	三						六	一
五	五	二						九	一
六	二〇	三						九	一
七	五	三						九	一
八	二〇	三						九	一
九	三	一						二	一
一〇	四	一						二	一
一一	四	一						二	一
一二	四	一						二	一
一三	四	一						二	一
一四	四	一						二	一
一五	四	一						二	一
一六	四	一						二	一
一七	四	一						二	一
一八	四	一						二	一
一九	四	一						二	一
合計	一三三棟	二六四棟	一棟	一棟	二棟	二棟	二棟	八棟	八四棟

備考 左書は工作物件数なり。
不許可原因類別表

合計	三、五三三、二七、一六三、六四〇、二五	六六
分路線支障	三、五三三、二七、一六三、六四〇、二五	四六九
換地支障	六、四〇〇、二五	三六五
運河支障	二、三八〇、一、七四	一〇四
公園支障	三、四六六、二、一〇〇、二、四	九
坪數超過	八、〇八八、一六三	六
單價超過	三、〇五二、一三三	三
構造制限外	八〇六	二二二
同上二以上の原因に互小	四七、八五八、三七、四三三、二九九	二二
計	一六〇	二八六
	一六〇	五五

乙 第八章 建築に關する統制

乙 第八章 建築に關する統制

四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三五 三三 三二 三〇 二九 二八 二六 二五 二四 二三 二二 二〇

九六 一五八 一九九 一五四 八五 五五 一〇五 一四九 七九 九六 一〇五 九六 五〇 一四九 七九 一五八 一七三

一八六 一七三 九六 七三 二〇四 四七 七三 三三 一三四 九七 七三 五三 一三七 五三 三三 一三九 三三

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三八 八三 六九 六九 三三 三五 三二 八八 二四 五五

| 四 五 二 八 二 一 四 五 八 三 三 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

六四五

六 一 | | 九四 | | | | | 六三 | 一六 三 八 〇 七 八

三三 二二六 二五〇 二八六 三三六 一七〇 二〇〇 一七一 四四 二〇三 二七 一七三 一八〇 二〇 一七 九 二七 一八 一〇

一九 一八 一五

四六 四〇

三六 四

| 三 四

| | |

七 六 八

| | |

| | |

一 四 二

六 九 六

六六	六二	六一	六〇	五九	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四八	四七	四六	四五	四四	四三
五四	四〇	三九	三七	三六	三五	三二	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
一〇〇	九〇	八七	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇
一七	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九
一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

合計
四、八九四
三、八九六
一七
三
九七
一三
二
一〇
一〇

六六	六二	六一
五四	四〇	三
一〇〇	九〇	五
一	八	一
一	一	一
二	六二	九
一	一	一
一	一	一
五	一一	九
一五	一四	八

合計	四、八四 五〇	三、八九 九三	一七 一	三	九七 四	一三	二二	三三 一〇	一〇、四 一六〇
----	------------	------------	---------	---	---------	----	----	----------	-------------

備考 左書は工作物件数なり。

第二項 本建築

第一 許可方針決定

土地區劃整理施行地區内に於ける假設建築物築造に對しては前項に於て述べたる如く大正十三年三月事業施行の告示後直に之が取扱方針を決定し夫々處理し來りたるが、本建築築造に付ては移轉の際に於ける障害の大なるを考慮し假令建築希望者ありと雖之を容認するの運びに至らざりしも一面之を都市の保安衛生上の見地よりするときは事情の許す限りに於て寧ろ獎勵すべきものに付大正十三年十一月に至り復興局長官に於て東京府知事及警視總監と協議を遂げ左記の場合に在りては之を許可することに決定し以て建築の制限を緩和したり。

記

- 一 換地豫定地位置決定案を當該地區の土地區劃整理委員會に附議し整理委員會に於て之を議決したること又は整理委員會に於て議決に至らざるも當該換地豫定地に本建築を爲すことに付異議なき旨の申合ありたること
 - 二 換地豫定地の位置と現在土地の位置と略合致せること又は換地豫定地の権利者に於て本建築を爲すことに付承諾ありたること
 - 三 復興局に於て支障なしと認めたること
- 以上の如く本建築に對する事業施行上の支障の有無に付ての調査事務は當初復興局に於て之を爲し

乙 第八章 建築に關する統制

たるも大正十四年三月中旬以後に在りては各施行者に於て之を擔當し市長施行地區に屬するものは區劃整理局又は同出張所に於て取扱を爲したり。

第二 許否の狀況

土地區劃整理施行地區内に於て本建築を爲さむとするものは先づ以て土地區劃整理施行上支障なきを前提條件とせられたり、而して本建築を認むることに方針を決定したる當時に於ては築造に關する願書を建築主より警視廳に提出し同廳より之を復興局に廻付し區劃整理施行上の支障の有無に對する意見を徴したるも、同年三月に至り之が取扱方針を變更し右支障の有無に付ては事業擔當の區分に従ひ内務大臣施行地區に在りては復興局、市長施行地區に在りては區劃整理局に於て調査回答するものとし尙建築主より直接整理施行者に出願したる場合は之を調査し支障無きものに對しては其の證明を與ふることとせり、市長施行地區内に於て右に關する回答又は證明を與へたるもの九千九百八十四棟にして之を地區別に示せば次表の如し。

地 區	年	
	別	別
一	大正十四年	五棟
二	大正十四年	一棟
三	大正十四年	一棟
四	大正十四年	三棟
五	大正十四年	一棟
七	大正十四年	一棟
計	大正十四年	五棟
一	大正十五年	九棟
二	大正十五年	一棟
三	大正十五年	二棟
四	大正十五年	二六棟
五	大正十五年	一〇棟
七	大正十五年	二六棟
計	大正十五年	五〇棟
一	昭和二年	三棟
二	昭和二年	二六棟
三	昭和二年	二棟
四	昭和二年	四棟
五	昭和二年	三二棟
七	昭和二年	八棟
計	昭和二年	五〇棟
一	昭和三年	六棟
二	昭和三年	九棟
三	昭和三年	一棟
四	昭和三年	一六棟
五	昭和三年	一五棟
七	昭和三年	一〇五棟
計	昭和三年	一五九棟
一	昭和四年	一棟
二	昭和四年	二棟
三	昭和四年	一棟
四	昭和四年	七棟
五	昭和四年	三棟
七	昭和四年	三棟
計	昭和四年	一七棟
一	昭和五年	一棟
二	昭和五年	一棟
三	昭和五年	一棟
四	昭和五年	一棟
五	昭和五年	一棟
七	昭和五年	一棟
計	昭和五年	七棟
計	計	五〇一棟

九 八
| |
| 四
三 三
二 三
二 四
元 五
| |
三〇 四〇

乙 第八章 建築に關する統制

三五 三三 三二 三〇 二九 二八 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一五 一一 九 八

一 | 二 | 三 | 四 | | | | | | 二 | 二 | | | 二 | | |

八 二 七 一八 〇 五 三 四 五 八 | 六 三 〇 | 四 | | 四

九 三 一五 二五 一六 三 八 六 〇 五 四 四 五 五 四 三 三 二

一七 二〇 二四 八 二六 〇 五 五 二五 二五 二五 五 六 〇 八 七 一四 一八 二五

四 三 元 | 七 | 九 | 九 三 四 一 五 | 四 一 五 元 四

| | | | | | | | | | 三 | | | | |

二九 一五 四三 五三 一八 二七 九 一八 一五 一七 二五 二二 二四 四 二〇 九 二四 三〇 四〇

六四九

七 五 四

一 三 一

四 六 〇

八 三 四

一五 一六 |

三 七 |

| | |

二四 二四 一五

五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三〇 三三 三六 三七 六一 六六 六九 七〇 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八三 八四 八五 八六

五五 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七

八〇 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇〇

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇〇

五	五	五
六	五	四
一	一	一
三	二	三
一	五	四
八	三	七
三	八	九
一	一	一
三	二	一
六	四	六

計	六六	六二	六一	六〇	五九	五七
一七〇	二六	一七	一	一	三	
一、二七	六	七	九	九	一四	九
二、九七	五	五	七	四	五	二
四、四九	三	六	四	三	八	八
八〇	一	一	一	一	〇	三
三	一	一	一	一	一	一
九、九四	一	九	七	五	一	八
	一	九	七	五	一	八

第三 甲種防火地區内の建築補助

本市の防火地區は大震災火災の勃發に先立つ一年、大正十一年八月内務省告示第百九十二號を以て都市計畫施設として指定、同年九月一日より實施せられたるに依り大震災火災に因る焼失區域にして防火地區に該當する土地に於ける建築は假設建築物に非ざる限り耐火構造と爲さざる可からず、然れども此の制限は災後疲弊せる市民に取りて輕からざる負擔なるが故に政府は復興豫算の一部として防火地區建築費補助二千萬圓横濱に於ける補助金を含むを計上し防火建築を助成することとせり即ち其の豫算實行の爲大正十三年八月二日内務省令第十九號を以て防火地區建築補助規則を公布したるが昭和二年三月右規則の一部改正せられ、土地區劃整理施行の爲移轉を要する外壁耐火構造の建物の敷地の換地又は換地豫定地に於て建物の新築又は増築を爲すときは、土地區劃整理に依る移轉補償金の交付あるを以て補助金額を減じ又は之を交付せざることに改めたるを以て之が處理上右に該當する建物の所有者に對し甲種防火地區内に換地豫定地を指定して移轉を命じ又は移轉の協議調ひたる場合は關係圖面及調書を添へ復興局長官に報告し以て復興局に於ける補助金交付の場合の資料に供したり。

乙 第八章 建築に關する統制

第四節 事業終了後防火地区内に於ける本建築緩和

大正十二年勅令第四百十四號に因る假設建築物の建築著手期限は都市計畫事業として土地區劃整理を施行する地區に限り特別都市計畫法施行令第三十三條の規定に依る換地處分又は換地處分認可の告示の日迄と爲したることは既に述べたる如し、従つて期限満了後に於て火災又は不可抗力に因り滅失したる建築物の敷地又は換地處分の告示の日より引續き空地なる敷地に新に建築物を築造せむとする場合に其の敷地が防火地區内なるときは現行法規上に於ては耐火構造の建築物と爲すべきものなるも換地處分後直ちに之を強制するが如きは災後の經濟事情に鑑み聊か酷に失するの嫌あり、且土地利用上の見地よりするも之を緩和するを適當と認め左記に該當する建築物は假設建築物として市街地建築物法施行規則第三百三十五條ノ二地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第三百十九條乃至第三百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得により警視廳に於て許可し得ることとし其の旨復興局長官より警視總監に通牒せられたり。

記

- 一、建築せむとする敷地が土地區劃整理を施行する地にして且防火地區内たること
- 二、換地處分又は換地處分認可の告示の日以後に於て火災又は不可抗力に因り滅失したる建築物の敷地又は同告示の日より引續き空地の存する敷地に於て建築するものなること
- 三、新築又は増築に限ること
- 四、建築せむとする建築物は階數二以下にして建築費延坪當り單價百圓以内のものなること
- 五、昭和五年十二月末日迄に建築に著手し其の竣功後五箇年以内に除却するものなること
- 六、特殊建築物耐火構造規則に掲ぐる建築物にあらざること

丙 地下埋設物其他工作物整理

- 四、建築せむとする建築物は階數二以下にして建築費延坪當り單價百圓以内のものなること
- 五、昭和五年十二月末日迄に建築に著手し其の竣功後五箇年以内に除却するものなること
- 六、特殊建築物耐火構造規則に掲ぐる建築物にあらざること

丙 地下埋設物其他工作物整理

第一章 整理の狀況

第一節 概 説

土地區劃整理の爲街路の改廢、建物の移轉を行ふに就ては當然水道、電氣、瓦斯其他の街路工作物の整理及各建物に對する是等の引込管線並屋内設備の移設を爲さざるべからず、本編は此の整理工事及之に關聯して取扱ひたる道路占用事務に關して記述せむとす。

復興局の調査に依れば震災前東京市内に於ける地下埋設物其他工作物の數量は架空線亘長九百十二萬四千八百九十四間(内本枝線百七十三萬五千八百九十四間、引込線七百三十八萬九千間)地中線亘長九百三十五萬三千五百五十五間(内本枝管線二百九十九萬八千四百五十五間、引込管線六百三十五萬四千六百間)にして又燒失區域に屬するもの架空線亘長五百四萬二千六百六十間(内本枝線九十萬七千六百六十六間、引込線四百十三萬五千間)地中線亘長四百三十六萬四千二百二十間(内本枝管線百六十三萬千二百二十間、引込管線二百七十三萬三千間)其の建設費見積價額約一億圓と稱せらる、而して土地區劃整理の爲整理を要したる工作物數量は架空線亘長二百八十八萬千七百間(内本枝線六十二萬五千二百間、引込線二百二十五萬六千五百間)地中線亘長二百二十一萬四千七百七十三間(内本枝管線七十九萬千八百七十三間、引込管線百四十二萬二千三百間)にして此の整理費總額二千四百十六萬四千六百二十四圓(内國負擔千四百二十萬八百十圓、市負擔九百九十六萬三千八百十四圓)なり。

從來街路に於ける地下埋設物其他の工作物は其の種類極めて多く其の配置系統亂雜にして都市の

美觀を傷け街路の效用を阻害すること尠からざるのみならず工作物自體の管理にも亦困難を來すことあり、政府は茲に鑑みる所あり、復興計畫立案の當初街路施設として是等工作物の共同溝設置の計畫ありたるも經費の關係上之が實現を見たるは僅かに九段坂幹線第二號金座通幹線第五號濱町公園街路兩側歩道下八重洲通幹線第七號の三箇所に過ぎざりしは遺憾とする所なり、然れ共右整理に當りては街路に於ける工作物配置標準(例記参照)を一定して之に依ることゝしたる爲著しく改善の實を擧ぐるとを得たり。

地下埋設物其他工作物管線路數量を表示すれば左の如し。

(復興局調査)

所管別	架		空		線		地		中		線		摘要
	名稱	市内數量	燒失區域數量	整理工作物數量	名稱	市内數量	燒失區域數量	整理工作物數量					
遞信省	電話線	七四、〇〇〇 _冊	四三、六〇〇 _冊	三三、四〇〇 _冊	電話線	二〇三、六〇〇 _冊	二六、六〇〇 _冊	二二、七〇六 _冊	市	燒失區域內	二九四、四〇〇	二五、六九五	
警視廳	電話線	一一、七九	一五、四〇〇		電話線	五、三五	二、一〇〇	一、一〇五	市	燒失區域內	一〇一、八〇〇	二〇、四九四	
其他	路				鐵管	五九、九〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		
市水道					下水管	一〇二、八〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		
市下水					配電線	二五、二〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		
東電	配電線	五八、三五	三二、〇〇〇	一三六、〇〇〇	送電線	二四、〇〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		
瓦斯					鐵管	一、〇〇九、六〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		
					鐵管	一、〇〇九、六〇〇			市	燒失區域內	一〇一、八〇〇		

(數量ハ總テ互長ヲ示ス)

市電路	電車線	一九三、二〇〇	八七、八六〇	二二、四〇〇	饋電線	八二、三〇〇			市	燒失區域內	四三、五九〇		
	饋電線	六、三七〇			饋電線	一、八〇〇			市	燒失區域內	一、八〇〇		

第二節 國市工事施行區分並工事種別

土地區劃整理に伴ふ地下埋設物其他工作物は多種多様にして之が整理は復興事業執行上最も煩雜且至難なる事業とせられたり、即ち建物移轉に際しては水道、電燈、電力、瓦斯等の屋内設備の整理を要し、又建物移轉、道路、橋梁等の改廢、新設擴築等に當りては必要に應じ各種本枝管線の移轉を要するものあり、其の間工事の遲速に因り頗る複雑なる關係を生じ加ふるに各種工作物を所有する事業者異なるもの多き爲一層工事を錯雜ならしめたり、以上の如く事業複雑にして且各種工作物の整理に當りては各専門的技術を要する等の關係より當初國に於て全部之を取纏め整理するの議ありたるも豫算其他の關係により之を中止し官廳關係工作物を全部國に於て整理し其の他の工作物は國及市に於て施行範圍を定め分擔施行することとなりたり。

國及市に於て分擔施行するに當り區劃整理、道路、橋梁等の工事を施行する主體に於て其の工事に關聯せる工作物を整理するは取扱上便利にして事業の進捗上有利なる爲區劃整理、道路、橋梁等の工事に關聯せる地下埋設物其他工作物の整理は前記工事を施行する事業主體に於て之を處理したり、即ち幹線街路工事は國に於て施行するを以て之に關聯せる地下埋設物の整理は國に於て補助線街路工事は市に於て施行せるを以て之に關聯せる地下埋設物の整理は市に於て之を處理せるが如し、然れ共特に官廳關係工作物は全部國に於て處理する事となりたりしも、大正十四年九月より遞信省、警視廳、近衛師團所管工作物を除く官廳關係工作物は一般事業者所管地下埋設物同様國及市に於て分擔處理したり。

國市整理工事區分を示せば左の如し。

國に於て施行する工事

- 一、國施行地區内に於ける遞信省、警視廳、近衛師團等に屬する工作物
- 二、國施行地區内に於ける水道、下水、電氣、瓦斯工作物等補助線街路を除く

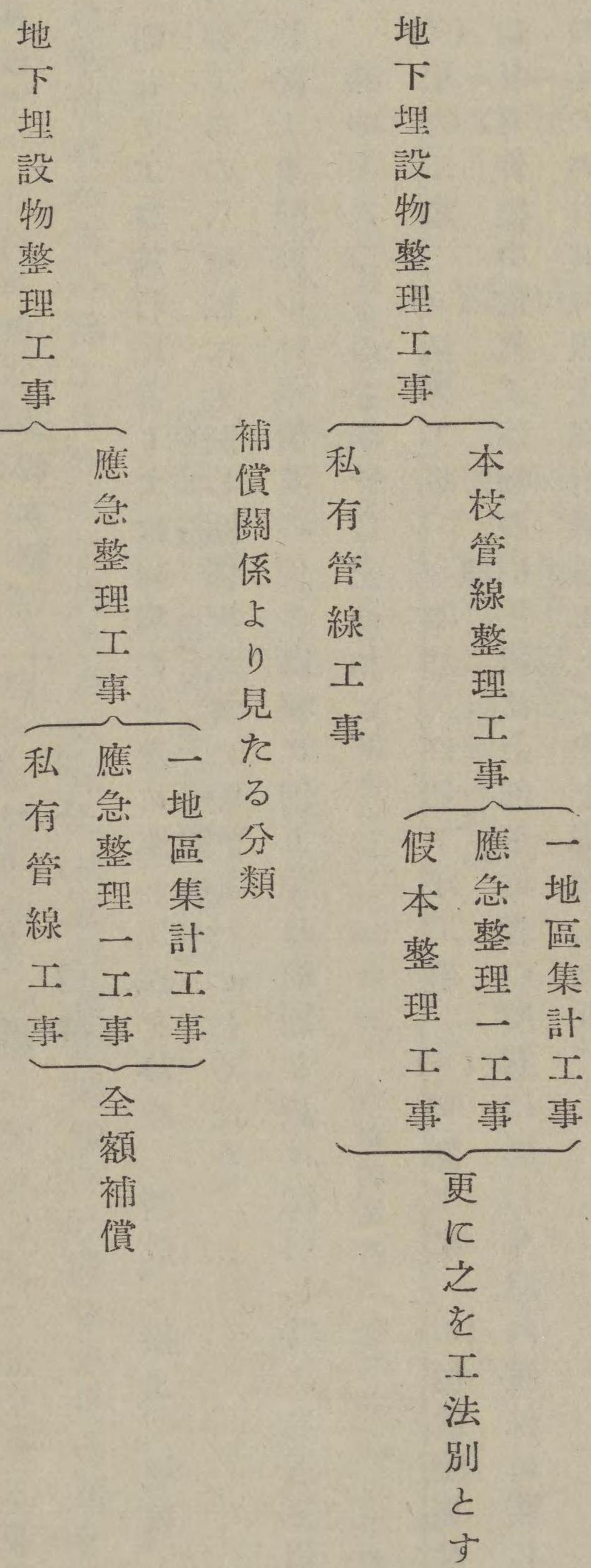
近衛師團所管工作物を除く官廳關係工作物は一般事業者所管地下埋設物同様國及市に於て分擔處理したり。

國市整理工事區分を示せば左の如し。
國に於て施行する工事

- 一、國施行地區内に於ける遞信省、警視廳、近衛師團等に屬する工作物
 - 二、國施行地區内に於ける水道、下水、電氣、瓦斯工作物等(補助線街路を除く)
 - 三、幹線街路工事關係前記各種工作物
 - 四、國施行地區内補助線街路内に於ける建物の出入口支障となる各種工作物
- 市に於て施行する工事

- 一、市施行地區内に於ける水道、下水、電氣、瓦斯工作物等(幹線街路を除く)
 - 二、補助線街路關係前記工作物
 - 三、市施行地區内幹線街路内に於ける建物の出入口支障となる各種工作物
 - 四、市負擔の場合に於ける公衆電話二回移轉工事費用(第一回全部國負擔)
- 地下埋設物其他工作物を整理するに當り取扱上左表の如く區分し施行したり。

工事別より見たる分類



假本整理工事 半額補償
四分の一補償

而して工事施行に當りては現場の状況に應じ工法を移設、新設、撤去、埋殺、防護、修築、假設及切替工事の八種類に大別し關係事業者に委託施行せしめたり。

前記工事種別の外單價其の他の關係に因り工事種別を更に細別し特に名稱を附し處理したるものあり、其の主なるものを示せば左の如し。

(イ)根寄工事 (ロ)切廻工事 (ハ)繼足又は切下げ工事 (ニ)切斷工事 (ホ)位置變更又は修理工事
尙私有管線中電氣工作物の引込線は全部事業者の所有に屬し又屋内設備に關しては少數の事業者所有のものあれ共取扱上私有管線として之を處理したり。

而して各種工作物の工事竣功検査に際し工作物の延長等は電線路は間本を、電柱は其の寸法別に本を單位とし、埋設管路延長は埋設せる道路の路面に沿ひ實測し其の延長を決定せり、然れ共橋梁、伏越其の他障害物等の爲曲管を使用せるもの又は之に相當する他の方法を以て管路を屈曲布設せる爲の増延長は之を工作物に付實施の上加算し其の延長を決定し、又人孔其の他別に工事費單價を協定しあるもの、有效長は前記竣功延長より之を控除せり、之等算定方法は電纜等に付ても同様なれ共變電所、開閉塔又は配電函内に立上れる電纜に付ては終端迄の延長を實測加算したるも電纜接續函の長さは竣功延長より控除せず之を處理したり、其の他は工事種別により豫め協定せる方法により之を算定し其の延長等を決定せり。

而して本市に於て處理したる地下埋設物其他工作物の種類の大要を示せば左の如し。

直接關係事業者

重なる工作物

市水道局

(水道鐵管及其の附屬物(量水器、阻水弁、消火栓等) 私有管線(引込管線、水栓
其他屋内設備等)

而して本市に於て處理したる地下埋設物其他工作物の種類の大要を示せば左の如し。

直接關係事業者

重なる工作物

市水道局	水道鐵管及其の附屬物（量水器、止水弁、消火栓等）私有管線（引込管線、水栓其の他屋内設備等）
市土木局下水課	下水管及其の附屬物（人孔、燈孔、洗滌槽、汚水枿、同取付管等）
市電氣局	電車軌道、送電線路（地中線）配電線路（地中線及架空線）專用電話線路（地中及架空線）私有管線（電燈、電力等屋内設備）等
東京電燈株式會社	送電線路（地中線）配電線路（地中線及架空線）專用電話線路（地中及架空線）私有管線（電燈、電力等屋内設備）等
東京瓦斯株式會社	瓦斯管及其の附屬物（整壓器、バルブ、水取器等）私有管線（カラン其の他屋内設備）
逓信省	電信電話（私設電信、電話、公衆電話、第二回移轉等）ポスト等
參謀本部	三角點等
鐵道省	地中電纜等
文部省	電柱其の他附屬物等

備考 國關係事業者は前記市關係事業者以外に警視廳、近衛師團其の他の官廳、市保健局、江戸川水道、東京電力株式會社、王子電氣株式會社等あり。

第三節 國市整理費概況

地下埋設物其他工作物の整理費豫算總額は區劃整理總豫算の關係上見込額を三千七百萬圓内國二千萬圓市千七百萬圓と決定したり、然るに斯の如き少額の豫算を以て完全なる整理を爲すとせば如何

丙 第一章 整理の況狀

なる範圍方法により整理を爲さば之を遂行し得るやに關し之が決定に尠からず困難を爲したり、即ち當時關係事業者より整理費所要見込額を提出せしめたるに概算總額一億一千萬圓となり、到底實施困難なるを以て更に各種工作物に對し各事業者の新設當時の工事費總額の提出を求めたるに概算額七千萬圓にして之を時價に見積るときは約一億一千萬圓となり、更に各建物の引込管線及屋内設備を算出せるに時價見積概算三千萬圓となり、之に前記地下埋設物工事費を加算するときは約一億四千萬圓となる、然るに區劃整理に因るときは新設は一小部分にしてその大部分は移設を爲すものなるに依り各事業者より提出せる整理費見積額は過大に失するを以て詳細研究せるに事業者の見積額中には巨額の改良費を含む事を発見したるに依り之を控除し、更に各種資料により整理方法範圍等に付詳細調査研究し最少限度の整理を爲す事とし整理方法、範圍等を定め豫算の範圍内に於て整理を爲す事に決定したり、然れ共最少限度の整理を爲すも尙豫算に不足を來すの惧ありたる爲假本整理工事の如きは出來得る限り之を後日に譲り其の他の工事も極力經費の節約を爲す方針の下に施行したり。

而して整理費の算定は特殊のものを除く外は工事種別に依り豫め協定せる單價を適用し、其の整理費を決定し、單價の協定なきものは精算に依る事としたり、整理施行者に於て補償したる工事費算出の概要を示せば左の如し。

- 一、移設工事 撤去工事、材料補修費、補足材料費並敷設工事費一式
- 二、新設工事 新規材料及新設工事費一式
- 三、撤去工事 掘上工費及運搬費一式
- 四、埋 殺 特に査定を要する場合の外新規材料費の五割
- 五、防護工事 防護用材料工費一式
- 六、修築工事 修築用材料工費一式

- 七、假設工事 移設工事費を計上す
- 八、切替工事 切替用材料工費一式

前記各項に依り算出せる工事費にして應急整理工事は全額を補償し假本整理工事は其の半額若は四

- 三、撤去工事 掘上工費及運搬費一式
- 四、埋 殺 特に査定を要する場合の外新規材料費の五割
- 五、防護工事 防護用材料工費一式
- 六、修築工事 修築用材料工費一式

- 七、假設工事 移設工事費を計上す
- 八、切替工事 切替用材料工費一式

前記各項に依り算出せる工事費にして應急整理工事は全額を補償し假本整理工事は其の半額若は四分の一を補償したり(補償審査内規参照)

地下埋設物其他工作物の整理工事は國市兩者に於て各分擔施行したるも其の費用の負擔關係は全部工事施行者の負擔とせず、工事原因其他の關係に因り其の負擔者を決定せり、即ち市に於て施行したる工事費にありても國に於て負擔するものあり、又國に於て施行したる工事費にありても市に於て負擔するものあり、斯の如く負擔關係を定めたるは工事施行の原因は主として道路、橋梁等の擴張、新設、廢道竝建物移轉等の爲必要を生じたるものなるが故に之等の工事原因其他の事情に因り決定したり然れ共各種工作物中逕信省、警視廳、近衛師團所管工作物は全部國負擔として處理したり、工事費の負擔區分の大要を示せば左の如し。

一、一地區集計工事 各種道路、運河、公園の擴張、新設の爲潰れたる宅地の面積に一地區内總工事費を按分して國市負擔關係を決定したり、例へば一宅地區内に於ける一地區集計工事費總計十萬圓と假定し潰地面積千坪の内幹線街路の爲二百坪、運河の爲百坪、補助線街路の爲二百坪、區劃街路の爲四百坪、公園の爲百坪とせる場合に於ける負擔關係は幹線街路(國負擔)の負擔二萬圓、運河(國負擔)の負擔一萬圓、補助線街路(市負擔)の負擔二萬圓、區劃整理街路(國施行地區は國、市施行地區は市負擔)の負擔四萬圓、小公園(市負擔)の負擔一萬圓となるが如し。

二、應急整理一工事 主たる工事原因により其の負擔關係を定めたり、例へば幹線街路竝運河工事の爲整理したる場合は國負擔、補助線街路工事の爲整理を爲したるときは市負擔(街路修築費)にして區劃整理街路工事の爲整理を爲したる場合は區劃整理街路工事施行主體(國施行地區内は國、市施行

丙 第一章 整理の状況

六六二

地区内は市の負擔となり尙建物移轉關係に依るものは其の建物移轉費の屬する負擔關係に依り國市の負擔關係を決定せり。

三、假本整理工事 各種工事原因及道路工事費の屬する負擔區分に依り之を決定せり、例へば各種工作物にして幹線街路内の整理及國負擔管線路整理の爲支障となりたる工作物の整理費は國負擔、補助線街路内整理及市負擔管線路整理の爲支障となりたる工作物の整理費は市負擔にして區劃整理街路内各種工作物の整理費は區劃整理施行主體國施行地區は國、市施行地區は市の負擔とす。

四、私有管線工事 本工事費は建物移轉費の屬する負擔に準じ國市負擔區分を決定せり。

尙當初復興局に於て調査したる地下埋設物其他工作物の建設費並國に於て事業者より徴したる見積書及之等見積に因り議定せる概算書等を示せば左の如し。

地下埋設物其他の建設費額

(復興局調)

所 管 別	東京市街路内に於ける震災前の本枝管線投資額	東京市焼失區域内に於ける本枝管線路の建設費	東京市焼失區域内に於ける引込線及屋内設備費額
逓 信 省	四一、八一—	三一、二〇九	一、二四一
警 視 廳	一一、五三三	一、四七七	二六
市 電 氣 局	二七、六二二	一七、一一六	八七七
市 土 木 局	一〇、一六二	八、七八六	—
市 水 道 局	一五、五〇〇	一四、五二五	一三三、二三〇
東京電燈株式會社	三九、八二二	二八、五二二	一、九八〇
東京瓦斯株式會社	一一、〇〇〇	一〇、七二八	六、三二二

計

一四九、四五〇

一一三、三五三

三三、六七六

備考 本表中上欄は實際の建設費にして時價見積額は凡二億圓に達すべく其の他は時價見積額を示す。

市水道局	一五、五〇〇	一四、五二五	一三三、一三〇
東京電燈株式會社	三九、八二二	二八、五二二	一、九八〇
東京瓦斯株式會社	一二、〇〇〇	一〇、七二八	六、三二二

計	一四九、四五〇	一二二、三五三	三三、六七六
---	---------	---------	--------

備考 本表中上欄は實際の建設費にして時價見積額は凡二億圓に達すべく其の他は時價見積額を示す。
 地下埋設物其他工作物整理見積額 (大正十三年十二月二十五日復興局調)

總工費見積額 金五千九百三十九萬一千圓也

一、國事業費負擔 金二千八百三十四萬五千圓也

二、市事業費負擔 金二千九百九十五萬五千圓也

三、各事業者負擔 金九百九萬一千圓也

内譯

區分	目節	金額		計
		假本整理費	應急施設費	
總計	事業者別内譯	三、八一九	三、五七二	五九、三九一
遞信省	東京市	四、二七七	五、五二二	九、七九八
水道	東京市	一、二七一	一七、七四六	三〇、〇一八
下水	東京市	五、一〇〇	二、七五五	一八、〇五五
電燈	東京市	五〇	二、〇〇八	二、五〇八
電車	東京市	一、一九〇	一、三七八	二、五六八
電	東京市	五、一七二	一、五六五	六、八三七
電	東京市	三、一〇六	四、九三三	八、〇三九

丙 第一章 整理の狀況

六六三

計	六〇〇	一、五三三	二、一六三	七四二	二、八〇九	三、五三〇	五、七三三
街路費の一部	七五七	四六一	一、二三八	四〇四	八〇	四八四	一、七〇二
運河費の一部	二	一七九	一八二	一	一	一	一八一

瓦斯	整地費の一部	六	八五〇	八五六	四	二、八三三	三、七三三
	計	七五五	一、四九〇	二、二五五	四八八	二、九〇三	五、九〇六
合計	街路費の一部	五、〇八五	四、二八九	九、三七四	二、一〇八	九六三	二二、四四五
	運河費の一部	二	四七七	四七九	一	一	四七九
	整地費の一部	一六八	四、三五九	四、五七	五四八	一四、二四一	一九、三二六
計	五、二五五	九、一三五	一四、三八〇	二、六五六	一五、一〇四	一七、八六〇	三三、二四〇

尙本市に於ける實行豫算を示せば左の如し。

事業別	街路修築費			土地整理費			公園費			合計
	本枝管線	屋内設備	計	本枝管線	屋内設備	計	本枝管線	屋内設備	計	
水道	七八三、三九七 ^円	五〇四、〇五八 ^円	一二八七、四五五 ^円	一、一六五、一八九 ^円	一、〇八〇、八四九 ^円	二、二四六、〇三八 ^円	八三、五三四 ^円	一〇六、五三三 ^円	一九〇、〇九七 ^円	三、七三三、五九〇 ^円
下水道	二五、二二二	—	二五、二二二	三六一、二二六	—	三六一、二二六	三六、三三〇	—	三六、三三〇	六四、六七九
市電車	四四、〇〇〇	—	四四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四四、〇〇〇
市電燈	一五、二六六	四一、八四五	一四八、〇五一	二〇九、七六一	一三三、九六三	三三三、七四四	一五、〇八四	八、三六〇	一三三、四四四	五〇四、二三九
東電	五九、八六四	四三、一五八	九六一、二二三	七七、二八九	七九七、七三三	一、五八五、〇五三	三五、二〇四	六六、〇四八	一〇一、二五二	二、六四七、四二六
瓦斯	六〇一、九六二	三八二、七九	九八四、七四一	七九、二〇六	八八一、〇六四	一、六七〇、二七〇	五八、七四	七九、二四二	一三七、九八五	二、七九二、九六七
諸會社	五、五〇〇	八、三〇〇	一三、八〇〇	一〇、五〇〇	一五、七〇〇	二六、二〇〇	—	—	—	四〇、〇〇〇
改道修路	二元、一九二	三〇、九七	六〇、一八	一一、一〇七	七九、五四二	一九〇、六四九	三、三七八	三、六五二	七、〇三〇	一五七、七九七
計	二、六四四、二四一	一、〇四一、〇〇四	四、〇八五、二四五	三、四四四、三〇〇	三、九七七、八八六	七、三八一、一八一	二、三四二、三四四	二、五三、八六五	四、九八八、一〇九	一一、〇〇四、六八八

整理費總額 東京市内に於ける地下埋設物其他工作物の整理費は總計二千四百十六萬三千四百三十五圓にして内國負擔千四百二十萬八百一十一圓、市負擔九百九十六萬二千六百二十四圓なり、其の整理費狀況を示せば左の如し。

種別	國			市			合計
	集計	一工事	私有管線	集計	一工事	私有管線	
逓信省	一〇	三,二二二,二五〇	三,八五〇	一〇	一〇	一〇	三,二二二,二五〇
警視廳	—	五六六,一五	一六	—	五〇九七	—	五七,一六四
其他官廳	—	—	—	—	—	—	—
水道	七五八,四三九	八九七,三六七	二,九四〇,〇四三	三〇七,五六〇	二四七,七七八	一,七五五,三八八	六,一六〇,五三五
下水	三〇七,七三六	一一〇,五七七	—	五九,二四五	七三,九五三	—	一,〇二一,四六三
市電軌道	—	二,三九九,一四四	—	—	—	—	二,三四九,一四四
同其(其他)	一四〇,八九九	一八八,九〇七	九,四四二	一八〇,六三九	四七〇,五七〇	一四七,五二二	一,二二〇,九三九
東電	四六〇,六四五	六六八,九四三	八五八,九九二	六七,二五三	六三九,三四二	一,三六,八九〇	四,四四三,〇六七
瓦斯	七三〇,四八	六〇六,四五五	八九,八七六	九七四,八九〇	一七六,四六二	二,三四,九六二	四,五五三,〇六三
其他諸會社	—	五六〇,五七	三,二四七	—	—	—	五九,三〇四
共同溝費	—	一四五,八九五	—	—	—	—	一四五,八九五
道路後修費	—	—	—	—	—	—	—
計	二,三九八,一四八	八,八一〇,六二二	二,九二一,〇〇一	四,二〇〇,八二二	三,六〇六,五七七	二,一六四,八四三	二四,一六四,四三三

事業別	大正十四年度		大正十五年度		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
水道	二、五、三〇	二、五、三〇	二、八、一六	二、八、一六	二、九、七	三、五、二五	四、一、二六	四、一、二六	四、六、一七	四、六、一七	四、七、三〇	四、七、三〇	年 月 日
本枝管	二、五、三〇	二、五、三〇	二、八、一六	二、八、一六	二、九、七	三、五、二五	四、一、二六	四、一、二六	四、六、一七	四、六、一七	四、七、三〇	四、七、三〇	年 月 日
代用管	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	年 月 日
鉛管	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	三、一、一三	年 月 日
下水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	年 月 日
本枝管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	年 月 日
市電	二、五、二四	二、五、二四	二、八、三	二、八、三	二、九、一〇	三、四、二五	四、一、二三	四、一、二三	四、七、三〇	四、七、三〇	四、七、三〇	四、七、三〇	年 月 日
本枝管	二、五、二四	二、五、二四	二、八、三	二、八、三	二、九、一〇	三、四、二五	四、一、二三	四、一、二三	四、七、三〇	四、七、三〇	四、七、三〇	四、七、三〇	年 月 日
私有管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	年 月 日
東電	二、三、一四	二、三、一四	二、七、三〇	二、七、三〇	二、九、一七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	年 月 日
架空	二、三、一四	二、三、一四	二、七、三〇	二、七、三〇	二、九、一七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	年 月 日
地中	二、三、一四	二、三、一四	二、七、三〇	二、七、三〇	二、九、一七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	年 月 日
弱電	二、三、一四	二、三、一四	二、七、三〇	二、七、三〇	二、九、一七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	四、八、一〇	年 月 日
私有管	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	元、二、七	年 月 日
瓦斯	二、四、二五	二、四、二五	二、七、二五	二、七、二五	二、九、二七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	年 月 日
本枝管	二、四、二五	二、四、二五	二、七、二五	二、七、二五	二、九、二七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	年 月 日
引込管	二、四、二五	二、四、二五	二、七、二五	二、七、二五	二、九、二七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	年 月 日
私有管	二、四、二五	二、四、二五	二、七、二五	二、七、二五	二、九、二七	三、四、二三	四、一、二二	四、一、二二	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	四、五、一七	年 月 日

尙協定せる單價中一例とし大正十五年度昭和元年度單價を示せば左の如し。

大正十五年度昭和元年度
水道局本管線路整理工事費協定單價表

水道管工事費單價表

(一) 鐵管工事費(單位間)

形狀寸法(内徑)	新設	撤去	移設	埋殺

水道管工事費單價表

(二) 鐵管工事費(單位間)

形狀寸法(內徑)	新設	撤去	移設	埋殺
七〇五	三二・二六〇	四二・二〇〇	一〇・三九〇	三二・一〇〇
一〇〇	一五・四二〇	四九・三〇〇	二二・〇五〇	四二・二〇〇
一〇五	一九・〇〇〇	六〇・七〇〇	一四・八一〇	五二・三〇〇
一五〇	二三・五五〇	六三・三〇〇	一五・六二〇	六六・四〇〇
二〇〇	二九・〇三〇	七四・六〇〇	一八・三三〇	八八・九〇〇
二五〇	三元・三八〇	九五・五〇〇	二四・三三〇	一二・一五〇
三〇〇	四八・三五〇	一二・一六〇	一九・〇七〇	一五・四三〇
三五〇	六二・八八〇	一四・四二〇	三三・二三〇	一九・七四〇
四〇〇	八一・五八〇	二二・五五〇	五二・二七〇	二四・二〇〇
四五〇	一〇七・二七〇	二六・七七〇	六六・四五〇	三三・五九〇
五〇〇	一四六・九六〇	三九・六三〇	九七・〇九〇	四四・〇八〇
五五〇	一七九・四〇〇	四五・九三〇	一二・二六〇	五五・一三〇
六〇〇	一八二・二七〇	四六・一四〇	一三・六二〇	五九・二三〇
六五〇	二二〇・九八〇	五一・二七〇	二九・五四〇	七〇・〇六〇
七〇〇	二四二・二四〇	五八・五六〇	一四・六六〇	七六・九九〇
七五〇	二四五・八四〇	五八・四四〇	一四・三四〇	七九・〇二〇
八〇〇	三〇六・七二〇	七二・三六〇	一七・八四〇	九二・〇二〇

丙 第一章 整理の狀況

三 三 時	八三三・三九〇	九二一・四八〇	一、七三一・二〇〇
九〇〇	九〇〇・四九〇	一、〇一一・八八〇	一、九〇七・七八〇
一、〇三四・四一〇		一、一六五・九三〇	二、一九五・六九〇

摘要 連結部工事ニ使用スヘキ丁字管ノ單價ハ下表ニヨル

(イ) 丁字管材料費 (單價個)

本 管 枝	形 狀 寸 法 (内 徑)		金 額	本 管 枝	形 狀 寸 法 (内 徑)		金 額
	管	管			管	管	
七	〇	〇	八・二六〇	二	〇	〇	四二・八三〇
一	〇	〇	一・八二〇	一	〇	〇	四一・二〇〇
一	〇	〇	一・四三〇	一	〇	〇	四〇・九七〇
一	五	〇	一・七五〇	二	〇	〇	四八・三〇〇
一	五	〇	一・八六五	二	五	〇	五・八九〇
一	五	〇	二・〇〇〇	三	〇	〇	五・二五〇
二	〇	〇	二・五二〇	一	〇	〇	五・四六〇
二	〇	〇	二・六〇〇	一	五	〇	五・四三〇
二	〇	〇	三・〇七五	二	〇	〇	五・八二〇
二	五	〇	三・二五〇	二	五	〇	六・二四〇
二	五	〇	三・三〇〇	三	〇	〇	六・〇〇〇
二	五	〇	三・四九〇	三	五	〇	六・九四〇
四	〇	〇	七・五〇〇	四	〇	〇	一〇七・一〇〇
四	〇	〇	九・五〇〇	四	五	〇	一三三・〇〇〇

丙 第一章 整理の状況

七
〇
〇
耗
二
五
〇
〇
耗

一七・八〇〇
八
〇
〇
耗
六
〇
〇
耗

一七・五〇〇
二七・九〇〇

七 六 六 六 六 六 六 六 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 五 五 五 五 五 〇 〇 〇 〇 〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗
 一 六 五 四 四 三 三 二 三 三 二 二 一 一 四 三 三 二 二
 五 〇 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 〇 〇 五 〇 五 〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗 耗

一七・四〇〇
八
〇
〇
耗
四
五
〇
〇
耗

一七・八〇〇
八
〇
〇
耗
四
〇
〇
〇
耗

一八・九〇〇
八
〇
〇
耗
三
五
〇
〇
耗

一七・〇〇〇
八
〇
〇
耗
三
〇
〇
〇
耗

一六・六〇〇
八
〇
〇
耗
二
五
〇
〇
耗

一五・八〇〇
七
〇
〇
耗
二
〇
〇
〇
耗

一五・四〇〇
七
〇
〇
耗
七
〇
〇
〇
耗

一四・八〇〇
六
〇
〇
耗
六
〇
〇
〇
耗

一〇・三〇〇
六
〇
〇
耗
二
〇
〇
〇
耗

九・一五〇
六
〇
〇
耗
一
五
〇
〇
耗

九・〇〇〇
五
〇
〇
耗
五
〇
〇
〇
耗

八・四〇〇
五
〇
〇
耗
四
五
〇
〇
耗

八・四〇〇
五
〇
〇
耗
四
〇
〇
〇
耗

七・六〇〇
五
〇
〇
耗
三
五
〇
〇
耗

九・一五〇
五
〇
〇
耗
三
〇
〇
〇
耗

八・五〇〇
五
〇
〇
耗
二
五
〇
〇
耗

七・九〇〇
五
〇
〇
耗
二
〇
〇
〇
耗

七・二〇〇
五
〇
〇
耗
一
五
〇
〇
耗

七・九〇〇
五
〇
〇
耗
一
〇
〇
〇
耗

九三・九四〇
一四・三六〇
一〇六・五七〇
一〇九・五七〇
一二・六五〇
一七・八八〇
一三・五八〇
一三〇・四二〇
一三七・八三〇
一四九・四〇〇
一四九・九三〇
一三四・八七〇
一五三・五〇〇
一六〇・六一〇
一六二・三四〇
一六四・五五〇
一六六・六六〇
一六八・五二〇
一七〇・一四〇

丙 第一章 整理の状況

六七四

(ロ) 消火栓用丁字管材料費 (單位個)

一、一〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗
三〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗
四五・六九〇	三五・六八〇	三八・五〇〇	三四・三三〇	三九・九五〇	三五・七六〇	三一・五〇〇	三七・三三〇	三三・〇三〇	二〇・七〇〇	二二・八〇〇	二〇・八〇〇	一九・七二〇	一八・八七〇	一六・四〇〇	一七・八三〇
一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗
一、一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇
耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗	耗
五九・八八〇	五九・八八〇	五四・七七〇	五五・六七〇	五六・四八〇	五一・〇七〇	四九・三一〇	四三・九八〇	四七・四八〇	三八・七五〇	三四・四〇〇	三〇・九五〇	二七・二五〇	二七・〇八〇	二七・二九〇	二七・一五〇

七〇〇	六〇〇	六〇〇
耗	耗	耗
一五〇	六〇〇	五〇〇
耗	耗	耗
一四・〇三〇	一九・五五〇	一八・九三〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇
耗	耗	耗
四五〇	四〇〇	三五〇
耗	耗	耗
二七・一四〇	二六・五二〇	二六・六六〇

一、三
一、三
〇、三
〇、三
耗 吋

三〇〇・三七〇
三二〇・六八〇

九
〇
〇
耗

三〇五・六四〇

形 狀 寸 法 (内 徑)	金	額	形 狀 寸 法 (内 徑)	金	額
七 〇 〇 耗		二四・七九〇 ^円	三 〇 〇 耗		一一四・六六〇 ^円
一 〇 〇 耗		三三・八一〇	五 〇 〇 耗		一四三・五五〇
五 〇 〇 耗		三六・四五〇	一 〇 〇 耗		二二六・〇四〇
一 〇 〇 耗		三九・〇九〇	二 〇 〇 耗		二七五・〇九〇
二 〇 〇 耗		五八・六五〇	七 〇 〇 耗		二七八・八八〇
二 〇 〇 耗		七八・二二〇	八 〇 〇 耗		二八〇・一四〇
三 〇 〇 耗		九四・二八〇			二九八・六一〇

(三) 斷水配水作業費 (單位一箇所)

形 狀 寸 法 (内 徑)	本 管	枝 管	種 別 金	額	形 狀 寸 法 (内 徑)	本 管	枝 管	種 別 金	額
七 五 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	甲	八・二六〇 ^円	二 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	乙	二五・一六〇 ^円	
一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	乙	一六・九三〇	二 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	甲	三六・六〇〇	
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	甲	一八・六三〇	三 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	乙	三九・七三〇	
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	乙	一八・八九〇	三 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	甲	四二・三〇〇	
二 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	甲	三〇・六三〇	四 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	乙	五九・七〇〇	

三	二	二
〇	五	〇
〇	〇	〇
耗	耗	耗
五八・六五〇	七八・二二〇	九四・二八〇
二	七	八
〇	〇	〇
七	〇	〇
耗	耗	耗
二七八・八八〇	二八〇・一四〇	二九八・六一〇

三	一、一
〇	〇
三	〇
〇	〇
耗	耗
三〇〇・三七〇	三一〇・六八〇
九	〇
〇	〇
〇	〇
耗	耗
三〇五・六四〇	

(四) 阻水辨工事費 (單位一箇所)

形狀寸法(内徑)	新	撤	去	移	設
七・五	三七・三六〇	四・一四〇	六・二七〇		
一・〇	四七・七八〇	四・二七〇	七・二九〇		
一・五	六二・一三〇	四・四七〇	八・九九〇		
二・〇	八四・五二〇	四・六〇〇	一〇・二三〇		
二・五	一三三・四二〇	九・六一〇	一六・二一〇		
三・〇	一六七・三九〇	九・六六〇	一八・五七〇		
三・五	二六〇・四六〇	一二・四一〇	二一・四〇〇		
四・〇	七五九・八〇〇	五五・六九〇	二三九・一三〇		
五・〇	一、二九六・一四〇	一一三・五五〇	四四四・三一〇		
六・〇	一、七一九・七七〇	一一四・九一〇	四五三・八八〇		
七・〇	二、一七四・八三〇	一五八・二四〇	五八七・九七〇		
八・〇	二、四二一・八〇〇	一五九・八二〇	五九八・六三〇		
九・〇	二、六六三・四〇〇	一六一・七八〇	六一四・〇二〇		

丙 第一章 整理の状況

丙 第一章 整理の状況

(五) 地下式消火栓工事費 (単位一箇所)

種別	新設	撤去	去移	設
甲	一八六・一九〇		一八・六二〇	九三・二三〇
乙	一四四・三八〇		一二・二九〇	六七・〇一〇
丙	九一・八三〇		八・〇四〇	五一・七九〇

註 甲 鐵管ヨリ丁字管ニテ水平ニ分岐シ立上リホース取付口二個アルモノ

乙 鐵管ニ丁字管ヲ上向ニ取付ケホース取付口二個アルモノ

丙 乙ト同様ニシテ取付口一個アルモノ

(六) 地上式消火栓工事費 (単位一箇所)

新設	撤去	去移	設
一三二・五〇〇	一三・〇一〇		三二・九二〇

(七) 區劃量水器工事費 (単位一箇所)

形狀寸法(内徑)	新設	撤去	去移	設
一〇〇	三六三・〇四〇		一八・二二〇	一四三・五〇〇
一五〇	三九三・七九〇		一九・六二〇	一四七・〇五〇

二 二
五 〇
〇 〇
耗 耗

四四〇・一三〇
五〇六・一八〇

一九・六二〇
二二・三八〇

一四七・七八〇
一六七・四〇〇

支拂濟ノモノハ此ノ限ニ在ラス
四、各費ノ運用方法ハ左記ニ依ルコト

(イ) 鐵管新設費 (第一表)

本費ハ管路ノ新設ニ要スル異形管其ノ他一切ノ費用ニシテ新設管路ノ始點並終點ニ於ケル既設管ヘノ接續ハ別ニ第二表連結費ヲ加算ス

(ロ) 鐵管撤去費 (第一表)

管路ノ撤去ニ要スル一切ノ費用ニシテ管路ノ撤去ト同時ニ行フ内徑二〇〇耗以下ノ阻水辨ノ撤去ヲ含ム

(ハ) 鐵管移設費 (第一表)

本費在來管路ノ移設ニ要スル補足材料費其ノ他一切ノ費用ニシテ鐵管移設工事ト同時ニ行フ内徑二〇〇耗以下ノ阻水辨ヲ含ム

移設管ノ始點並終點ニ於ケル既設管ヘノ接續ハ別ニ第二表連結費ヲ加算ス

(ニ) 鐵管埋殺費 (第一表)

移設又ハ撤去ヲ困難トスル管路ニシテ當局ニ於テ埋殺ヲ命シタル場合ニ適用スルモノニシテ異形管埋殺費ヲ含ム

以上(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ニ於テ管路中ニ含マル、區割量水器及阻水辨但シ(ロ)(ハ)ニ於テハ内徑二五〇耗以上ハ管路ノ延長ニ加算セス

(ホ) 連結部新設費 (第二表)

連結部新設ニ要スル一切ノ費用トス但シ連結部ニ丁字管ヲ用フル場合ハ本費ニ丁字管材料費ヲ加算ス

新設又ハ移設管路ヲ既設管ニ連結スル場合該管路延長拾間未満ノトキハ起終兩點ヲ併セテ一箇所トシ拾間以上ノ場合ハ起點又ハ終點ヲ各一箇所ト見做ス

丁字管ヲ用フル場合及阻水辨消火栓又ハ區割量水器ノ連結ノ場合ニ於テハ其ノ一個ニ付一箇所ノ單價ヲ適用ス

(ヘ) 連結部撤去費 (第二表)

連結部ヲ撤去スル場合ニ於ケル撤去費及撤去跡管路ノ補修ニ要スル材料及勞力費等一切ヲ含ム

連結部新設ニ要スル一切ノ費用トス但シ連結部ニ丁字管ヲ用フル場合ハ本費ニ丁字管材料費ヲ加算ス
新設又ハ移設管路ヲ既設管ニ連結スル場合該管路延長拾間未満ノトキハ起終兩點ヲ併セテ一箇所トシ拾間以上
ノ場合ハ起點又ハ終點ヲ各一箇所ト見做ス

丁字管ヲ用フル場合及阻水辨消火栓又ハ區劃量水器ノ連結ノ場合ニ於テハ其ノ一個ニ付一箇所ノ單價ヲ適用ス

(ヘ) 連結部撤去費 (第二表)

連結部ヲ撤去スル場合ニ於ケル撤去費及撤去跡管路ノ補修ニ要スル材料及勞力費等一切ヲ含ム

(ト) 連結部移設費 (第二表)

連結部移設ニ要スル補足材料、撤去跡管路ノ補修ニ要スル材料及之等ニ要スル一切ノ勞力費等ヲ含ム

以上(ホ)(ト)ノ工事ニ於テハ當局ニ於テ必要ナリト認ムル場合ニ於テハ斷水配水作業費ヲ加算ス

(チ) 斷水配水作業費 (第三表)

本費ハ斷水配水作業一回毎ニ一箇所分ヲ適用スルモノニシテ工事上ノ必要ニ因ル斷水配水ニ關スル作業費一切

ヲ含ム

(リ) 阻水辨新設費 (第四表)

新設ニ要スル一切ノ費用トス

鐵管新設ト同時ニ施行スル場合本費ヲ適用シ單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部新設費及斷水配水作業費ヲ加算ス

(ヌ) 阻水辨撤去費 (第四表)

撤去ニ要スル一切ノ費用トシ内徑二五〇耗以上ニシテ鐵管撤去ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス但シ内徑二〇〇

耗以下ハ鐵管ノ附屬工事ト見做シ適用セス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部撤去費及斷水配水作業費ヲ加算ス

(ル) 阻水辨移設費 (第四表)

移設ニ要スル補足材料其ノ他一切ノ費用トシ内徑二五〇耗以上ニシテ鐵管移設ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス

但シ内徑二〇〇耗以下ハ鐵管ノ附屬工事ト見做シ適用セス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部移設費及斷水配水作業費ヲ加算ス

(ヲ) 地下式消火栓工事費 (第五表)

地下式消火栓ノ新設、撤去又ハ移設ニ要スル各一切ノ費用トシ鐵管工事ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス

丙 第一章 整理の状況

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部工事費新設、撤去、移設各別及斷水配水作業費ヲ加算ス

(ワ) 地上式消火栓工事費 (第六表)

地上式消火栓新設、撤去又ハ移設ニ要スル各一切ノ費用トシ鐵管工事ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部工事費新設、撤去、移設各別及斷水配水作業費ヲ加算ス

(カ) 區劃量水器工事費 (第七表)

新設、撤去又ハ移設ニ要スル各一切ノ費用トシ鐵管工事ト同時施行ノ場合ニ適用ス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部工事費新設、撤去、移設各別及斷水配水作業費ヲ加算ス

(ヨ) 軌道横斷箇所防護費 (第八表)

複線軌道横斷箇所ニ於ケル水道防護装置及其ノ兩口土留ニ要スル一切ノ費用トス

(タ) 道路復舊費

道路復舊工事ヲ必要トセサル時ハ單價表中ヨリ別表ニ記載スル道路復舊費ヲ控除スルモノトス

五、本方法又ハ單價表中ニ明記セサル事項及本方法ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ依ルコト

水道管工事仕様書

一、工事實施ニ當リテハ區發第四、六三四號地下埋設物其ノ他工作物整理手續ニ依ルノ外當局係員ノ指揮監督ヲ受ケ「バラツク」ノ移轉其ノ他ノ工事ニ支障ナキ様取扱ヒノコト

二、工事ハ總テ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル道路ノ供用竝占用事務取扱手續ニ依リ相當手續ノ上施行スルコト但シ普通砂利道路ノ路面復舊用砂利(玉川砂利又ハ之ニ準ス可キ砂利質ヲ有スルモノ)ハ厚サ二寸一回敷トシ鋪裝道路ノ取扱ハ別ニ本市ノ定ムル處ニ依ルコト

三、水道用鑄鐵管ハ大正十四年三月十四日東京市水道局ヨリ復興局ニ提出ノ水道用鑄鐵管仕様書ニ依リ合格シタルモノナルコト

四、前項以外ノ材料品ハ當局ニ於テ指定スルモノト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニ限ルコト

五、當局ヨリ要求シタル工事ノ仕様及其ノ内容ヲ變更セムトスル時ハ當局ノ承認ヲ受クルコト

六、本工事ニ因リ給水上ニ支障ヲ來シ又ハ他人ニ損害ヲ加ヘサルコトニ留意スルコト但シ避クヘカラサル事由ニ依リ發生シタル損害ト雖東京市水道局ニ於テ其ノ責ニ任スルコト

ノ取扱ハ別ニ本市ノ定ムル處ニ依ルコト
 三、水道用鑄鐵管ハ大正十四年三月十四日東京市水道局ヨリ復興局ニ提出ノ水道用鑄鐵管仕様書ニ依リ合格シタルモノナルコト
 四、前項以外ノ材料品ハ當局ニ於テ指定スルモノト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニ限ルコト

五、當局ヨリ要求シタル工事ノ仕様及其ノ内容ヲ變更セムトスル時ハ當局ノ承認ヲ受クルコト
 六、本工事ニ因リ給水上ニ支障ヲ來シ又ハ他人ニ損害ヲ加ヘサルコトニ留意スルコト但シ避クヘカラサル事由ニ依リ發生シタル損害ト雖東京市水道局ニ於テ其ノ責ニ任スルコト
 七、本仕様書ニ明記セサル事項竝本仕様書記載事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル處ニ依ルコト

(別表)

道路復舊費

(イ) 鐵管工事 (單位一間)

形状寸法 (内徑)	新設又去ハ	形状寸法 (内徑)	新設又去ハ	形状寸法 (内徑)	新設又去ハ
七五耗	一・〇九〇 ^円	二〇〇耗	一・四〇〇 ^円	七〇〇耗	三・五七〇 ^円
一〇〇耗	一・二二〇	三五〇耗	一・五九〇	八〇〇耗	三・八〇〇
五吋	一・二三〇	四〇〇耗	二・九二〇	三三吋	三・九五〇
一五〇耗	一・二四〇	五〇〇耗	三・〇〇〇	九〇〇耗	四・〇〇〇
二〇〇耗	一・二七〇	六〇〇耗	三・二四〇	一、一〇〇耗	四・七三〇
二五〇耗	一・二九〇	二七吋	三・六二〇		

移設ハ新設又ハ撤去ノ二倍トス
 (ロ) 連結部工事 (單位一箇所)

形状寸法 (内徑)	新設又去ハ	形状寸法 (内徑)	新設又去ハ	形状寸法 (内徑)	新設又去ハ
七五耗	四・七二〇 ^円	三〇〇耗	七・四九〇 ^円	七〇〇耗	一三・〇〇〇 ^円

丙 第一章 整理の状況

丙 第一章 整理の状況

一〇〇〇	四・九六〇	三	七・九四〇	八〇〇	一四・二六〇
五〇〇	五・〇八〇	四〇〇	二・九七〇	三三	一四・四二〇
一五〇	五・二〇〇	五〇〇	三・四〇〇	九〇〇	一四・八五〇
二〇〇	六・九四〇	六〇〇	三・九三〇	一、一〇〇	一四・六二〇
二五〇	七・三二〇	七〇〇	三・九八〇		

六八四

移設ハ新設又ハ撤去ノ二倍トス

(ハ) 阻水辨工事 (單位一箇所)

六〇〇	五・三七〇	八・一八〇	九〇〇	八・二八〇	一三・三六〇
五〇〇	五・三七〇	八・一八〇	八〇〇	八・二八〇	一三・三六〇
四〇〇	五・四四〇	四・五三〇	七〇〇	八・二八〇	一三・三六〇
(内) 形状寸法	新設	撤去	(内) 形状寸法	新設	撤去

移設ハ新設ト撤去ヲ合シタル額トス

(三) 區劃量水器工事 (單位一箇所)

至三〇〇	一・七八〇	三・二二〇	至二〇〇	三・二二〇	八・三三〇
自二〇〇	一・七二〇	三・二二〇	自一〇〇	三・二二〇	八・三三〇
(内) 形状寸法	新設	撤去	(内) 形状寸法	新設	撤去

移設ハ新設ト撤去ヲ合シタル額トス

(ホ) 消火栓工事 (單位一箇所)

地 下 式 消 火 栓 全 地 上 式 消 火 栓

至三〇〇	自二〇〇	至二〇〇	自一〇〇	(内)
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	徑)
耗	耗	耗	耗	新
				設
				撤
				去
				(内)
				徑)
				新
				設
				撤
				去

移設ハ新設ト撤去ヲ合シタル額トス

(ホ) 消火栓工事(單位一箇所)

種別	地下式消火栓	地上式消火栓
	新設	撤去
甲	一・七〇	〇・三〇
	三・六〇	一・五〇

移設ハ新設ト撤去ヲ合シタル額トス

大正十五年
六月一日

水道引込管工事補償單價表

工種	形	狀	單位稱呼	新設	撤去	移設
本管取出	鉛管	二分ノ一時	個	三・〇二	六・〇九	一五・〇六八
同	同	八分ノ五吋	同	一三・六七四	六・一四七	五・六三
同	同	四分ノ三吋	同	一四・八六二	六・三三	一六・五五
同	同	一分ノ一時	同	一七・七九四	六・七四三	一七・八五
長五尺水栓柱	口徑	二分ノ一時	本	七・七九	〇・七三	二・四九三
同	同	同	同	八・〇五	〇・七三	二・四九三
同	同	同	同	八・九三	〇・七三	二・四九三
同	同	同	同	八・〇六七	〇・七三	二・五七五

丙 第一章 整理の狀況

人夫歩掛表（一人金一・六〇）
 每十尺
 八分ノ三吋―八分ノ五吋
 四分ノ三吋―一吋

地中敷設	〇・二八	〇・三四
階上同	〇・三八	〇・六八
床板起十尺以上増ス每十尺ヲ増ス每	〇・一〇〇	〇・二〇〇
木造下水幅三尺以内	〇・二〇〇	〇・三〇〇
境界下水一箇所	〇・五〇〇	一・五〇〇
煉瓦土臺（三枚積）	二・〇〇〇	〇・二〇〇
軌道下拔復	二・〇〇〇	一・一〇〇
結成石一切	〇・一〇〇	〇・二九〇
煉瓦臺据付一個	〇・二九〇	〇・七六〇
鐵杭自己材料一基	一・一四〇	一・九〇〇
流板床板柱外套手直一個	〇・二一〇	〇・一三〇
水栓頭一個増每	〇・一三〇	〇・〇三八
支柱頭水座一個	〇・一三〇	〇・一八〇
斷水手數	〇・二〇〇	〇・六一五
分水小穴一箇所	〇・四一〇	
敷石起復舊共十尺迄	〇・三〇	
以上十尺ヲ増ス每ニ	〇・三〇	

復舊ヲ要セサルトキ一分ヲ減ス。

結成石及夕、キ起五尺迄以上五尺ヲ増ス每ニ二五錢、同復舊五尺以上五尺ヲ増ス每ニ二五錢、

丙 第一章 整理の状況

水栓柱建設個所結成石及タ、キ起竝復舊ハ歩増ヲナサス、以上ノ外特ニ手數ヲ要スルモノハ實地調査額ニヨル。

道路修繕

普通一坪

九・八〇〇

大玉同

一二・四〇〇

割栗同

一四・一〇〇

鉛工

接合 八分ノ三吋

二分ノ一吋

八分ノ五吋

四分ノ三吋

八分ノ七吋

一吋

代 〇・三七〇

〇・四五〇

〇・五三〇

〇・六四〇

〇・七五〇

〇・八六〇

普枝

〇・〇九〇

〇・一一〇

敷工

〇・一一〇

〇・一四〇

敷設每十尺・〇六〇

〇・〇八〇

階上每十尺・一七〇

〇・二九〇

分水取付一箇

〇・二九〇

斷水手數

〇・二〇〇

夫 各一人 三・九〇〇

工 各一人 四・三〇〇

木 工 柱一本

〇・一四〇

外套一尺

〇・〇三〇

支柱頭木座一箇 〇・一〇〇

水栓頭一箇増ス毎ニ 〇・一〇〇

流板張床板張柱外套手直シ一箇所

〇・〇九〇

外套中斷スルモ管延長ニ依リ工數ヲ計算ス

木 職 工 各一人 四・三〇〇
 柱一本 〇・一四〇 支柱頭木座一箇 〇・一〇〇
 外套一尺 〇・〇三〇 水栓頭一箇増ス毎ニ 〇・一〇〇

石 工
 流板張床板張柱外套手直シ一箇所 〇・〇九〇
 外套中斷スルモ管延長ニ依リ工數ヲ計算ス

煉瓦 工
 鐵柱据付一基 〇・七〇〇 同撤去 〇・三〇〇
 煉瓦臺据付一箇 〇・二三〇 同手直 〇・一三〇

大 修 繕
 接合吋別ヲ問ハス一箇 〇・三〇 人夫 〇・三〇
 水止栓筐伏換一材料ヲ要セサルモノハ一箇所ニ付 〇・一五。一材料ヲ要スルモノ一箇 〇・一〇 人夫 〇・一〇
 共用鐵柱据付直一箇 〇・三〇 人夫 〇・七六
 鬼ボルト取付直一箇 〇・二〇 人夫 〇・二〇

小 修 繕
 バルブ皮、パッキングボルト、水止栓筐、蓋類取替一箇 〇・〇一
 スピンドル水栓類取替一箇 〇・〇二
 共用栓輪ゴム、玉ゴム類取替一箇 〇・〇二
 鬼ボルト女捻子量水器金蓋取付一箇 〇・〇二

口 徑	品 目	水 栓	水 栓	バルブ皮	分 水 皮	水 栓 皮	ク リ ッ プ	フ ッ ク	水 栓 頭
	ソケット								
	バルブ								
	バルブ皮								
	分水皮								
	水栓皮								
	クリップ								
	フック								
	水栓頭								

五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗	五〇耗
七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗	七五耗
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇	八〇七〇
〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四	〇・七三四
四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四	四・二四
〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・六五〇
三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二	三・〇三二
二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六	二・一六六
四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四	四・一四
二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五	二・八二五

種類	品目	管		環	管		蓋	短管	
		同一尺ニ付	假		A	B			
鬼	ボート	〇・二〇七	〇・二〇七	〇・〇一〇	〇・〇二二	〇・〇六三	〇・〇六五	〇・〇二二	〇・〇二二
玉	ゴム	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇〇八	〇・〇〇七	〇・〇〇八	〇・〇〇八	〇・〇二一	〇・〇二一
共用	スピンドル	一・二九九	一・二九九	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・二五五	〇・二五五
三角	ハンドル	〇・二二一	〇・二二一	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・二二〇	〇・二二〇
鐵	柱用	〇・一七三	〇・一七三	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・三六〇	〇・三六〇
鐵	鎖	〇・一七三	〇・一七三	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・三六〇	〇・三六〇
同	一號	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七
同	二號	〇・〇三七	〇・〇三七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇三七	〇・〇三七
鬼	ボート	〇・〇三二	〇・〇三二	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇一五	〇・〇一五
鬼	ボート	〇・〇三二	〇・〇三二	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇一五	〇・〇一五
共用	栓柵板	〇・二二三	〇・二二三	〇・〇一〇	〇・〇二二	〇・〇六三	〇・〇六五	一・四七一	一・四七一
四	分ノ一吋	〇・三三五	〇・三三五	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・三三五	〇・三三五
八	分ノ三吋	〇・二五八	〇・二五八	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・二五八	〇・二五八
二	分ノ一吋	〇・三五五	〇・三五五	〇・〇〇五	〇・〇〇六	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・三五五	〇・三五五
八	分ノ五吋	〇・四八四	〇・四八四	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇三二	〇・〇三二	〇・四八四	〇・四八四
四	分ノ三吋	〇・五九五	〇・五九五	〇・〇〇八	〇・〇一〇	〇・〇三六	〇・〇三六	〇・五九五	〇・五九五
八	分ノ七吋	〇・六九四	〇・六九四	〇・〇〇八	〇・〇一〇	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・六九四	〇・六九四
一	吋	〇・九八三	〇・九八三	〇・〇一〇	〇・〇二二	〇・〇六三	〇・〇六五	一・九八三	一・九八三

丙 第一章 整理の状況

丙 第一章 整理の状況

丁 字 管

七〇〇

一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	七 五 〇 耗	七 五 〇 耗	七 五 〇 耗	本 管
支 管								
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	支 管
代 價								
二 ・ 四 七 五	二 ・ 二 五 八	一 〇 ・ 八 六 六	六 ・ 九 六	六 ・ 四 六	八 ・ 三 六	五 ・ 四 二	五 ・ 一 六	本 管
支 管								
二 〇 〇 耗	一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	支 管
代 價								
二 四 ・ 〇 三 一	二 三 ・ 二 九 九	二 〇 ・ 七 六	一 六 ・ 四 五	一 五 ・ 一 五	一 四 ・ 二 八 九	九 ・ 三 三 〇		本 管

消火栓用丁字管

一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	七 五 〇 耗	本 管
支 管					
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	支 管
代 價					
二 ・ 三 九 〇	一 ・ 三 四 三	一 ・ 一 四 七 五	九 〇 ・ 四	九 ・ 七 四 一	本 管
支 管					
七 五 〇 耗	二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	一 五 〇 耗	一 五 〇 耗	支 管
代 價					
六 ・ 七 二	一 四 ・ 二 四 八	一 九 ・ 九 八	一 七 ・ 三 〇	一 四 ・ 九 三 九	本 管

漸
縮

管

一〇〇一七五耗

四・三三〇

四・五四六

一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	七 五 耗	七 五 耗	品 目
短	長	短	長	形 狀 寸 法
八・三八	二・二四	一	四・七六 ^円	代 價
二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	一 五 〇 耗	一 五 〇 耗	品 目
短	長	短	長	形 狀 寸 法
一八・六九	二・二五	二・九九〇	一七・三〇 ^円	代 價

乙 字 管

一 五 〇 耗	一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	本 管
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	支 管
二・一五	一八・六九	一四・五〇六 ^円	代 價
二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	本 管
一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	支 管
二七・四五	二五・三三 ^円		代 價

十 字 管

七五・五〇 ^耗	二〇〇・一五〇 ^耗	二〇〇・一〇〇 ^耗	一五〇・一〇〇 ^耗	一〇〇・一七五 ^耗	漸 縮 管
二・三八二	六・七一二	五・八四六	四・五四六	四・三三〇 ^円	

一 五 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	一 〇 〇 耗	品 目
臺 付	臺 付	臺 付	臺 付	形 狀 寸 法
三・九〇	二・四三	二・四七五	二・四七五	代 價
七 五 〇 耗	二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	二 〇 〇 耗	品 目
臺 付	臺 付	臺 付	臺 付	形 狀 寸 法
五〇 ^耗	二〇〇 ^耗	二〇〇 ^耗	二〇〇 ^耗	代 價
六・七二	二四・二四八	一九・九二八		

彎管

職工	管徑		曲度	代價	口徑	曲度	代價
	一	七					
一	五〇〇	五〇〇	九〇度	二・五五	一〇〇	二〇〇	一四・七三
一	〇〇〇	〇〇〇	二二五度	六・九八	二〇〇	二〇〇	一四・九三
一	〇〇〇	〇〇〇	三三〇度	七・二四	二〇〇	二〇〇	一五・三三
一	〇〇〇	〇〇〇	四九度	六・七二	二〇〇	二〇〇	一五・五八
一	〇〇〇	〇〇〇	九〇度	七・三六	二〇〇	二〇〇	一五・六八
七	五〇〇	五〇〇	三三〇度	四・三〇	一五〇	一五〇	一〇・六八
七	五〇〇	五〇〇	四五度	四・三〇	一五〇	一五〇	一〇・六八
七	五〇〇	五〇〇	九〇度	四・七四	一五〇	一五〇	一〇・六八

管徑	本管取付		水据	付尺	普接合	異形接合	接合代
	一箇所	一箇所					
七五耗	三・〇〇	一・〇〇	〇・〇五	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	一・四七
一〇〇耗	三・〇〇	一・〇〇	〇・〇五	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	一・九一
一五〇耗	四・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	二・五〇
二〇〇耗	四・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	三・二五

三〇〇耗	四・五〇	三・〇〇	〇・一五	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	四・九六
二五〇耗	四・五〇	三・〇〇	〇・一五	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	五・八〇